

令和5年白川町議会第4回定例会会議録（第1日）

1. 応招年月日 令和5年12月14日（木）午前10時00分 白川町役場 議場

2. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名者の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議員派遣について

日程第4 一般質問

日程第5 議第43号 白川町職員の公正な職務の執行の確保に関する条例の制定について

日程第6 議第44号 白川町簡易水道事業の設置等に関する条例の制定について

日程第7 議第45号 白川町簡易水道事業の剰余金の処分等に関する条例の制定について

日程第8 議第46号 白川町常勤の特別職職員の給与に関する条例及び白川町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について

日程第9 議第47号 白川町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

日程第10 議第48号 白川町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について

日程第11 議第49号 白川町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

日程第12 議題50号 白川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

日程第13 議題51号 白川町斎場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

日程第14 議第52号 令和5年度白川町一般会計補正予算（第7号）

議第53号 令和5年度白川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

議第54号 令和5年度白川町簡易水道特別会計補正予算（第2号）

議第55号 令和5年度白川町地域振興券交付事業特別会計補正予算（第2号）

議第56号 令和5年度白川町介護保険特別会計補正予算（第3号）

3. 出席議員 1番 田口守也君、 2番 杉山哉史君、 3番 伊佐治優君、
4番 三戸勝徳君、 5番 佐伯好典君、 6番 梅田みつよ君、
7番 今井昌平君、 8番 渡邊昌俊君、 9番 藤井宏之君

4. 欠席議員 なし（全員出席）

5. 説明のために出席した者の職氏名

町長	佐伯正貴君、	副町長	安江章君、
教育長	鈴木雅史君、	総務課長	藤井充宏君、
庁舎整備室長	竹腰耕太郎君、	企画課長	渡口彰規君、
町民課長	今井恵美君、	保健福祉課長	三宅正仁君、
農林課長	長尾弘巳君、	建設環境課長	三ツ石克明君、
教育課長	大岩裕樹君、	会計管理者	今井健吾君、

6. 職務のために出席した者

事務局長	安江宏行君、	書記	小池みどり君、
書記	今井寧菜君		

7. 会議の経過

（議長 9番 藤井宏之君）

議長

おはようございます。本日、第4回の12月定例会ということで議員各位、また、執行部各位の皆様方にご参集いただきまして、誠にありがとうございました。

今日から定例会でもこうしたタブレット持ち込んでいいということに決まりましたので、早速、このタブレットを使用しながら行っていきたいと思います。

通常ですとこの時期になりますと、1年を振り返ってというような時期になりましたが、昨今の新聞のトップ、また、テレビのワイドショー等でも取り上げられておりますように、政治資金パーティーによる裏金作りというようなタイトルで大きな問題となりました。何とか真相究明していただき、しっかりした説明責任を果たしていただきたいというふうに思っております。

我々白川町議会としましても、昨年6月に議会基本条例を再度見直して、8月の議会だよりはその全容の解説文を付け加えて、町民の皆様に見ていただくということで全戸に配布させていただきました。これは議員としての資質の向上、また、そういった品を高めるということで1人1人の決意表明がそこに書かれております。その中でも、議員はその地位を利用して不正の疑惑を持たれる行為をしてはならないという文言があります。我々はそうした自分の立場を利用しているような行為をしてはいけないという覚悟は認識しておりますが、そういった姿をぜひ町民の皆さん方にも見ていただきたいというふうに思います。本当は12月に当たって1年を振り返ってということで話をするべきなんです、国会の方でもそういった事がありますので、我々地方の議員として、やはりそこはしっかり自分の立場を守って、明るい正月を迎えられ、また新年を迎えてくるわけですので、どうかそのような決意で臨んでいただきたいと思います。冒頭にあたりまして、ご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

議 長

なお、本日の会議は、CCNetの中継録画を許可しておりますので、ご承知おきください。また、本定例会より会議規則を改正し、議員側では、タブレット端末の使用を、執行部側では、タブレット端末およびスマートフォン、パソコンの使用を認めております。

使用に関しては、白川町議会会議規則を尊重していただきますようお願いをいたします。

議 長

ただいまの出席議員は全員であります。よって会議は成立しました。

議 長

ただいまから令和5年白川町議会第4回定例会を開会いたします。

議 長

会議に先立ち、事務局長をして諸般の報告をさせます。事務局長。

(事務局長 安江宏行君)

議会事務局長

令和5年10月13日第3回臨時会以降の諸般の報告をした。なお、令和5年10月30日、11月24日に執行されました例月出納検査の結果の写しをお手元に配布しておりますので、よろしく申し上げます。以上でございます。

議 長

直ちに本日の会議を開きます。

◇日程第1 会議録署名者の指名

議 長

日程第1「会議録署名者の指名」を行います。

議 長

会議録署名者は、白川町議会会議規則第119条の規定により議長において、3番 伊佐治優君、4番 三戸勝徳君を指名します。

◇日程第2 会期の決定

議 長

日程第2「会期の決定」の件を議題とします。

議 長

お諮りします。

今期定例会の会期は、本日から12月19日までの6日間としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

ご異議なしと認めます。

よって会期は、本日から12月19日までの6日間と決定しました。

議 長

ここで町長から発言の許可を求められておりますので、これを許します。町長。

(町長 佐伯正貴君 登壇)

町 長

令和5年白川町議会第4回定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

今年の秋は新型コロナウイルス感染症が第5類へ移行したこともあり、国への要望や各種の総会、大会もコロナ禍以前に戻り、私も10月から4回上京をいたしました。

行事、イベントも同様に戻ってまいりましたので、今日は何曜日かわからなくなるほど多忙な秋を過ごさせていただきましたが、コロナで世の中が意気消沈していたことを思うと、大変ありがたいことだと感じております。

そのコロナはしばらく話題に上がっておりませんでしたけれども、少し寒くなった頃からインフルエンザとともに、感染者が増加しており、コロナが完全収束したわけではないことを改めて認識したところです。年明けから受験の時期が迎えますので、受験生やご家族の方にはご心配も多いと思いますが、感染対策は十分に行っていただきたいと思います。

さて、今年も残すところ2週間前となりました。振り返りますと、今年は7月に東黒川で集中豪雨による災害が発生しましたが、その後はどちらかというと、少雨傾向で渇水状態となり、水不足が心配されるような気候でした。気温も35度を超える日が9月まで続き、紅葉もいつもより遅い感じでしたが、ほどなく、突然霜が降るほどの冬に突入とよく言われる日本の四季が二期になったことを実感する年であったと思います。

町の人口は12月1日現在の住民登録で7,200人ほどになりました。5年前の同時期が8,

300人でしたから、5年で1,000人減ったことになります。この毎年200人ずつの減少は数年来、悪い意味で維持をしています。社会減はもちろんですが、圧倒的に自然減が大きく、この状況が今後も続くと考えますと、来年のうちには6,000人台に突入します。人が減ることにより、様々な課題は増える一方ですが、完全解決とまではいかないまでも対応してまいりますので、以前から申し上げているように、行政の力だけでは足りない部分について、住民力を育てたいと思います。町民の皆さんと直に接する機会の多い議員各位におかれましても、力の醸成にご協力いただきましたら幸いです。

新庁舎につきましては、大変ご心配をかけ申し訳ございません。当初の開庁予定時期から遅れることとなりますが、再度調整を図りながらお示しをいたしますので、その際にはご協議いただきますようお願いをいたします。

それでは本定例会に提出いたしました諸議案についてご説明を申し上げます。

本定例会に提出いたしました議案は、条例の制定3件、条例の一部改正6件、令和5年度一般会計および各特別会計補正予算5件の、合わせて14件を上程しております。

議第43号から45号は条例の制定であります。議第43号は公益通報や不当要求行為に関する対処について定めることで、職員の公正な職務執行の確保を図り、もって、町民全体の公益の保護と調整に対する信頼を確保するため、白川町職員の公正な職務の執行の確保に関する条例を制定しようとするものでございます。

議第44号および議第45号は、簡易水道事業が令和6年4月1日から公営企業会計に移行することから、地方公営企業法の規定に基づき、白川町簡易水道事業の設置等に関する条例および白川町簡易水道事業の剰余金の処分等に関する条例をそれぞれ制定するものでございます。

議第46号から51号は、条例の一部改正であります。議第46号、47号及び49号は、人事院勧告の内容に準じ、一般職の期末勤勉手当の支給率及び給与の額を改定するものであり、併せて一般職給与の改正に準じて特別職及び議員の期末手当の支給率並びに会計年度任用職員の期末手当支給率及び給料表について、それぞれの条例を改正しようとするものでございます。

議第48号は、燃料価格の高騰を受け、職員旅費のうち車賃の額を国家公務員の旅費規程に準じた額とするため、白川町職員の旅費に関する条例を改正しようとするものでございます。

議第50号は、国の税制改正に伴い、出産予定または出産した被保険者の国民健康保険税について、産前産後の期間を免除するため、白川町国民健康保険税条例を改正しようとするものでございます。

議第51号は、斎場使用料について、インボイス制度に対応した規定に改めるため、白川町斎場の設置および管理に関する条例を改正しようとするものでございます。

議第52号から議第56号までは、令和5年度各会計補正予算であります。議第52号は、令和5年度白川町一般会計補正予算（第7号）で、今回の補正では、総額1億593万円を追加して、補正後の予算総額を6億3,478万円とするもので、当初予算編成以降に生じた人事異動、給与改定等に伴う人件費の調整の他、所要の補正を行うものであります。主な内容としまし

ては、最も大きなものが、臨時給付金の給付に要するもので6,552万円でございます。それ以外に、リサイクルステーション設置費用として400万円、光の子保育園運営委託料に566万円、住宅取得、空き家除却補助金に360万円、ひのき柱贈呈事業補助金に420万円、土地改良事業の工事に300万円、楽集館のシステムサーバーの購入に74万円、災害復旧関係では228万円、その他各施設の修繕費用など、当面必要な事業について補正をお願いするものであります。これに対する歳入予算としましては、国県支出金7,900万円余、分担金負担金71万円余、繰越金4,100万円余を追加して、町債を1,520万円余減額し、収支の均衡を図っております。

議第53号は、令和5年度白川町国民健康保険特別会計補正予算（第2）号で、医療費の増加に伴い不足する保険給付費と国保システム改修にかかる費用などとして343万円を追加し、補正後の予算総額を9億9,557万円とするものであります。

議第54号は、令和5年度白川町簡易水道特別会計補正予算（第2号）で、落雷による施設の修繕料として650万円を追加し、補正後の予算総額を5億3,320万円とするものであります。

議第55号は、令和5年度白川町地域振興券交付事業特別会計補正予算（第2号）で、地域振興券の売上増加に伴い、換金代など3,341万円を追加し、補正後の予算総額を1億5,446万円とするものであります。

議第56号は、令和5年度白川町介護保険特別会計補正予算（第3号）で、保険システムの改修にかかる費用として110万円を追加し、補正後の予算総額を12億7,095万円とするものであります。

以上、本定例会に提案いたしました諸議案について、その概要を説明してまいりましたが、幸いにして議員各位のご賛同を賜りますならば、全力を傾注して、的確な執行を図ってまいり所存であります。何とぞ議員各位の一層のご理解と、町民各位の絶大なるご協力を賜りますよう、切にお願いを申し上げ、私の説明を終わらせていただきます。

◇日程第3 議員派遣について

議 長

日程第3「議員派遣について」を議題とします。

お諮りします。議員の派遣については、白川町議会会議規則第128条の規定により、お手元に配布しました派遣案のとおりとしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長

ご異議なしと認めます。

よって、議員派遣につきましては、別紙、派遣案のとおり決しました。

お諮りします。本派遣案の起債事項に変更等が生じた場合の修正を、議長に一任願いたいと思

います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

ご異議なしと認めます。

よって、記載事項に変更が生じた場合の修正は、議長に一任いただくことに決しました。

◇日程第4 一般質問

議 長

日程第4「一般質問」を行います。

今回の定例会には、3名の通告がありますので、通告順にこれを許します。なお、一般質問については、申し合わせにより、大項目ごとにまとめて質問する一括方式と、小項目ごとに質問する一問一答方式の選択制としております。一括方式は、質問回数は、一つの件名ごとに3回まで、制限時間は答弁を含め、1時間以内とします。一問一答方式は、質問回数に制限はなく、制限時間は質問のみで30分とし、執行部には反問権を認めております。また再質問、再々質問の内容は、答弁に対する範囲を超えないことと、通告内容以外の質問等はしないようお願いします。簡潔明瞭に質問、答弁をされるよう申し添え、円滑なる議会運営にご協力くださるようお願い申し上げます。

議 長

6番 梅田みつよ君。

(6番 梅田みつよ君)

6 番

皆さんおはようございます。

今年もあとわずかになりました今年も振り返ると、いろいろな出来事があったなというふうに思います。1年の締めくくりとして、本日も精一杯質問してまいりたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、議長より発言を許されましたので、質問に入らせていただきます。

第1項目で、本日は大きく3つの点に分けて質問していきたいと思っております。

地域包括ケアシステムについて質問いたします。地域包括ケアシステムとは、団塊の世代が75歳以上となる2025年をめどに、重要な要介護状態となっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう住まい、医療、介護、予防、生活支援が一体的に提供されるサービスの構築を目指したものです。本町は75歳以上の人口比率が高く、高齢化率ほぼ50%を迎えています。本町は65歳以上の方は、先ほどの町長の説明でいきますと、今3,600人いらっしゃるということになります。全国では2040年には、高齢者の2人に1人が認知症になると言われ、その対応をと叫ばれており、それに対応する準備が必要になります。改めて説明しますと、地域包括ケアシステムとは、保険者である市町村が地域の自主性や主体性

に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要ということが明記されています。

私は本町の状況について、この一般質問の放送を見ていただいている町民の方もおられることから、本町の状況を情報共有も含めて、方向性を確認していきたいので質問させていただきます。

1つ目の質問に入ります。本町の地域包括ケアシステムについてどのような状況だと捉えておられるでしょうか、お願いします。

議 長

質問が終わりました。答弁を求めます。保健福祉課長。

(保健福祉課長 三宅正仁君)

保健福祉課長

はいそれでは6番梅田議員の、地域包括ケアシステムについてのご質問にお答えします。本町の地域包括支援システムの状況ということですが、議員の質問にもありましたように、地域包括ケアシステムは、高齢の方々が要介護状態になっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい、医療、介護、介護予防生活支援が一体的に提供されるシステムを構築していくというものになります。システムの構築といいますが、自助努力も含め、関係機関や地域関係者と連携を図ることで、様々な課題を解決していく体制作りといったものになります。このため、町としては、様々な課題に対応していくため、地域ケア会議を主催し、この中に対象者個々について話し合う地域ケア個別会議、学校区程度を範囲とする地区連携会議、関係機関との情報共有・連携を目的とした介護支援専門員連携会議、多職種連携会議町レベルで、地域の課題の検討を行う地域包括ケア推進会議を開催し、課題の解決にあたっています。また、関係事業として、地域が主体となって日常生活を支援することを目的とした協議体の活動を支援する生活支援コーディネーターも社会福祉協議会に委託し実施しています。これらの会議などから町の政策に関連する項目があれば事業化も検討していくことになっています。

コロナなどもあったことから、実施状況が十分かといった点はあるかと思いますが、関連分野のネットワークがスムーズに動くような体制はできていると考えています。

以上答弁させていただきます。

議 長

答弁が終わりました。再質問ありますか。

(6番 梅田みつよ君)

6 番

では、本来この仕組みについては、30分以内に必要なサービスが提供される、とありますが、その点についてはどうでしょうか。

議 長

質問が終わりました。答弁を求めます。保健福祉課長。

(保健福祉課長 三宅正仁君)

保健福祉課長

30以内に必要なサービスが提供されるか、というご質問ですが、地域包括ケアシステムはおおむね30分以内に必要なサービスが提供される日常圏域、具体的には中学校区程度ということになりますが、を単位として想定をされています。しかし、本町は面積が広く、移動に時間がかかることに加え、特に医療機関も少なく、住まい、医療、介護、介護予防、生活支援という5つの分野を30分以内に当てはめようとしても厳しい状況にあります。このため十分ではないかもしれませんが、他に考えられる方法で補完していくことが必要になります。医療の代わりにはありませんが、体調などを考えた場合は、介護サービスの利用の他に地域の見守りや生活支援などが重要になってくると考えられます。このため、地区連携会議、民生委員、社会福祉協議会、地区福祉会と連携した対応や、地域協議会の活動による地域活動の充実が大切になると考えています。

議 長

答弁が終わりました。再質問ありますか。

(6番 梅田みつよ君)

6 番

今ご答弁がありました、おおむね30分以内というのは、やはりこの町においては非常に難しい状況だというふうに認識はしております。私も現場におりますので、それは非常に難しい状態だというふうに考えております。面積が広い、そして、それ以外にも人的な要因もあるかと思いますが、それについて今、これは課題だと認識しておられることはどのようなことでしょうか。

議 長

質問が終わりました。答弁を求めます。保健福祉課長。

(保健福祉課長 三宅正仁君)

保健福祉課長

先ほども回答させていただきましたけども、なかなか全てを解決していくということにはならないかもしれませんが、やはり、地域活動の充実というところが最も大切だと考えております。そのため、地域包括ケアシステムの基本である地域が中心となった活動、生活支援、介護予防をいかに発展していくかといったことが課題になると考えています。

議 長

答弁が終わりました。再質問ありますか。

(6番 梅田みつよ君)

6 番

今ありました、地域支援活動、またはそういった生活コーディネーターの役割というのも非常に重要になってくるというふうには思うんですけども、これは、東北の方の事例になるんですけども、生活介護予防といいますか、健康予防、あるいは高齢者の方に限ってというふうに考えますと、65歳以上の方が対象になるんですけども、ボランティア支援などを行っている方はこの地域にもいらっしゃると思っております。その方に対して、ボランティアを1回やったら

1ポイント。健康予防を行ったら2ポイントというようなポイントを付加して、それが5ポイント貯まったら、地域振興券に換えられるとか、そういった取り組みを行っている自治体があります。それについて、本町もそういった地域のボランティアの活動であったり、健康体操なんかも行っていることから、実際にボランティアで活動してもそれに対して何もないと言うとおかしいんですけれども、誰かのために何かをするということについて、自身の満足には繋がりますけれども、それに対して支援するような形といたしますかそういうのがあると、より、ボランティアや健康体操なんかも活発にご参加いただけるのではないかとこのように思っております。実際に、のボランティアに参加された方が、何もないので、シルバー人材センターの方に登録した方が時給になるので、そういった取り組みがしてもらえると嬉しいなという声がありました。もちろんシルバー人材センターも大事な町の資源ではありますが、そういったの取り組みなんかも考えていただくと良いかなというふうに思いますので、ご検討についてまたよろしく願いをいたします。

議 長

質問が終わりました。答弁を求めます。保健福祉課長。

(保健福祉課長 三宅正仁君)

保健福祉課長

いいご提案をいただきましてありがとうございます。すぐにやります、という話ではありませんけれども、一応そういった点もあるということで、今後の参考にしていろいろ検討させていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

議 長

答弁が終わりました。次の質問に移ります。

(6番 梅田みつよ君)

6 番

2つ目の質問に参ります。高齢者の方が今よりも増加する先を考えた時、本町では人手不足を見据えて地域包括ケアシステムが完全に機能すると言えなくなると思います。危機的というにはまだ早いかもしれませんが、いずれ危機的な状況になる可能性があります。ここで住み続ける人々が安心して暮らせる町であるために、高齢期における認知症予防、QOLの保持、アイデンティティが失われないために、本町が独自で行う政策や基準の緩和が必要であると考えます。

そこで質問になりますが、そのお考えがあればお聞かせいただきたいと思います。

議 長

質問が終わりました。答弁を求めます。保健福祉課長。

(保健福祉課長 三宅正仁君)

保健福祉課長

町独自の施策としては、認知症については、サポート医を含めた認知症初期集中支援チームを委託しており、医療機関受診、介護サービスに結びつかない人や中断した人を、半年程度、集中

的にサポートするよう活動しています。また、認知症地域支援推進員を、医療、介護、福祉の事業所と町に配置し、町の認知症政策を初期集中支援チームとともに検討しています。

QOL、生活の質の保持は、医療面については医師にお願いすることになりますが、福祉関係機関との連携による配食サービスや、介護予防教室などの事業を行っています。またQOLだけでなく、アイデンティティにも繋がると思いますが、個人個人の関心の高いことを続けていき、生きがい、役割を持てる豊かな生活支援を心がけたいと考えています。アイデンティティの維持といった点については、地域活動や団体活動、介護予防サービスなどへの誘導や傾聴ボランティアなどの関わりにより孤立を防止し、自己の存在価値を認識していただけるよう取り組んでいきたいと考えています。また、社会福祉協議会においては、町民を対象にした孤立防止についての講習会も開催しており、今後の活動に期待したいと思います。

基準の緩和については現時点では考えておりません。

議 長

答弁が終わりました。再質問ありますか。

(6番 梅田みつよ君)

6 番

今現在行われている活動についてご紹介いただいたというふうに思っております。

認知症の初期集中ケアチームにつきましては、数年前から立ち上がっているかと思いますが、当時、白川病院の加藤先生が中心で行っていらっしゃいましたが、加藤先生がお亡くなりになりまして、その後ドクターが変わりまして今現在もやっただいているのかなと思いますが、これについてはもう少し力が入っているといいなと思っております。

今回本町が独自で行う政策や基準の緩和が必要なことがあるというふうに、申しあげましたのは、少し長くなるんですけども、その根拠について述べたいと思います。皆さまご存知の方もいるかと思いますが、ご存知ない方がいると思いますのでお話をいたします。

訪問介護とか訪問看護とかですね、そういった訪問のヘルパーに当たる方は、例えば親、あるいは、奥さん旦那さんが要介護状態にある所に介護が行けないということをご存知でしょうか。これはあの法律で親族介護が禁止になっているということなんです。初めて知った方もいらっしゃると思うんですけども、その後新しくできた定期巡回型の訪問介護や訪問看護は、親族介護が認められている状況なんです。これは決められた法律が現在に合わなくなっている状況でございます。そういった現場の状況を知る地方議員で私が団体を立ち上げており、厚労省に直接、地方が大変厳しい状況になっているということを伝えに行って参りました。厚労省の担当の方からは、そういった状況になっていることは承知しており、今後その点については検討に上げていく、また、内容や状況によっては自治体の柔軟な判断はあるべきだという回答でした。それはすぐには法が変わらないということの意味していると思いますけれども、法律に規制されているものとそうでないものを区別して、自治体で緩和していけることがあれば取り組む必要があるんだろうというふうに思います。

高齢化社会を支える仕組みについてなんですけれども、まだ必要だという理由を述べさせていただきます。私は高齢福祉が得意分野でございまして、ここで1つの例としてですね、外出頻度と認知症機能のお話をしますと、いろんな研究がある中で、健康長寿医療センターの研究をご紹介しますと、週3回以上外出する人と、月1、2回の外出頻度の人では、週3回以上の人の方が認知症自立度を維持しているという結果が出ています。つまり、外出頻度の高い人の方が認知症予防に効果があるということが示されています。年をとってもできるだけ自分の行きたい場所に自分の力で行けるということが重要だと考えております。この外出頻度というのは、介護の認定調査の項目にもあるが、なぜ認定調査の項目に含まれているかという点、外出頻度が示す割合が重要視されているということに他なりません。それから、先ほど、課長からお話があったが、住民の皆様においても何でも行政のサービスを受身ということではなく、自らが情報を捉えていくという姿勢も必要かと思っております。お一人お一人への行き届いた支援というのは目指すところではありますが、どうしても困窮しているような状況を見つけれないということもあると思います。住民の皆様にも積極的に行政へ問い合わせいただくような気持ちも必要かと思っております。それは過剰にということではありません。生活の中で困ったことがあったら、身近な人が見つからなかったら、行政へ相談できるような気持ちでいていただきたいなと思っております。

これからの時代は、健康の大切さが身に染みる時代になると思います。公的サービスの提供がない状態でも健やかに暮らしていける、自分の生活を守っていけるようにしなければならない訳で、そこにしっかりと寄り添ったまちづくりが、私達の政治の責任であるというふうに思います。産業や経済のことももちろん大事ですが、まずは皆さんの家庭の健康があつての物種だと思います。それはうちの地域に限らずであるが、何とかなるさとよく言われるが、その何とかなるさの時代が終わり、何ともならない時代が来ると思っており、その時になってから大慌てで準備することなく町民の皆様が健康かつこの超高齢社会を生き抜くためにですね、この町として考えていかなければならないと思いますので、この法をよく調べた上で、町として具体的に何か緩和していく努力や検討が必要になってくると思いますので、それについて、先ほどありましたいろんな会議の場で、ここが基準が緩和されるといいんじゃないかという相談をもう少し深みを持っていただけると良いのではないかと思うのですが、ちょっと長々と根拠を述べましたけれども、そういった会議の場ですね、これから一層この町にとってどんなことが必要で、どんな規制の緩和があると良いのかということを検討する場を持っていただくことはできるでしょうか。お願いします。

議 長

質問が終わりました。答弁を求めます。保健福祉課長。

(保健福祉課長 三宅正仁君)

保健福祉課長

規制の緩和につきましては先ほど議員のお話の中にもありましたけれども、国の制度であれば、国の制度の中の状況を守りながらということにはなると思います。ただ、今言われたように会

議の中でいろいろと考えていくというところで、その規制緩和に限らず、多分困っている事や、これから今後必要になるようなことを会議の中で話をさせていただくような状況はあると思いますので、いろんな意見を出していただく中で、できることできないことも含め、いろいろ検討させていただければと思いますし、先ほどの住民の窓口というところでは、包括支援センターは一応総合相談窓口ということで、一応開いておりますので、また何かありましたらお問い合わせをいただければというふうに思いますのでよろしく願いいたします。

議 長

答弁が終わりました。再質問ありますか。

(6番 梅田みつよ君)

6 番

次の質問に参ります。3つ目の質問は人材面についてになります。現在、介護、もちろん医療も障害もですけれども、そういった分野はですね、特にITリテラシーが弱い業界だというふうにならされています。

そこで、町内の福祉事業所のICTの活用状況について、お調べしたものがあれば、お尋ねしたいと思います。

議 長

質問が終わりました。答弁を求めます。保健福祉課長。

(保健福祉課長 三宅正仁君)

保健福祉課長

ICTの活用についてということですが、コロナなどもありましたので、各事業所についてはオンラインの会議とかをやっている所が多くなってきているというような状況です。

あと、介護ソフトについては、一部の施設でタブレット対応のソフトの活用も行っているという事業者もありますが、そちらの方については今後、介護報酬の改定なども踏まえて全ての施設での利用を検討しているということのようです。

介護ロボットについては、1事業所の入所施設で眠りスキャンという睡眠状況や呼吸、心拍数が確認できるシステムを導入しているということで、こちらの方は県の方補助金を活用して導入しているということになります。その結果、入居者、職員の方の安心に繋がっていると聞いております。

議 長

答弁が終わりました。再質問ありますか。

(6番 梅田みつよ君)

6 番

介護ロボットの導入は法人内でこれから導入していく、あるいは進みつつあるというふうに思いますが、まだまだ十分ではないと思います。

今後テクノロジーの活用と共存というのは地方こそ絶対条件になってくると思います。それら

を行っても人が足りない状況になります。

最初に質問しました。地域包括ケアシステムも今のままだと相当厳しくなるというお話をしましたが、そのためにもですね、今から福祉事業所を始め、そのテクノロジーを使った取り組みと
いうのを町としてもしっかりとサポートしていく必要があるように思いますが、そういったサポ
ートしていくということについての検討とか対策はあるのでしょうか。

議 長

質問が終わりました。答弁を求めます。保健福祉課長。

(保健福祉課長 三宅正仁君)

保健福祉課長

ICTの活用サポートということですが、介護現場においても他の業種と同様に人材不足
が進む中、人材確保と併せて介護職員の負担軽減を図っていくことは重要と考えています。ただ、
機器の導入については、多額の費用がかかるため、早急に進めていくことは難しいと考えていま
す。そのため、介護事業所による計画的な導入、国県補助金の座などの財源の検討を進めていた
で、町としても支援を検討していきたいというふうに考えております。

議 長

答弁が終わりました。再質問ありますか。

(6番 梅田みつよ君)

6 番

町としても支援をしていただけるということでございましたので、ぜひしっかりとサポートを
していただきたいと思います。

介護事業に限らずそういったソフトですね、クラウド型が今主流になってきているんですけれ
ども、そういったソフトを利用した時に、介護事業所がいろんな会社から出ておりまして、非常
に高額なシステムを売りつけられるということが発生しております。5年ごとに更新があって、
その度にも多額な更新費用が必要になったりするので、そういったところの検討について、大規
模な法人であればいいんですが、小規模な法人ですとそういったものが非常に負担になってくる
というふうに思いますので、そういった意味で、その事業所の存続というか、継続をしていただ
くためにどんな介護ソフトを利用していくのかということ、各事業所にしっかり聞き取りを行
って、それが非常にいいものであれば、引き続き使っていただき、そうでない場合は少し考えて
いただいて、それに対して支援が必要になってくるかどうかということも含めてもう一度調査
をしていただき、必要な支援ができるものなのか、そういった高額なシステムを使っていいのか、
古いものを使っていないかの確認も進めていただきたいと思う。支援するからには、そういった
ところもしっかり調査を進めていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

議 長

質問が終わりました。答弁を求めます。保健福祉課長。

(保健福祉課長 三宅正仁君)

保健福祉課長

状況等については、介護施設等にも問い合わせをして、状況によってはまた、事業所と相談をさせていただければと思いますので、よろしくお願いします。

議 長

答弁が終わりました。再質問ありますか。

(6番 梅田みつよ君)

6 番

再質問ではございませんけれども、東京都ですね、善光会グループというのがございまして、厚労省から介護ロボットの活用を進める取り組みというのを率先して行っていただいております。実はこれロボットだけではなく、ICTの人材も投入が行われています。ICTのみならず、東京や愛知県のある自治体では、有資格者の受験費用とか、研修費用の全額、あるいは軽減という助成が行われてきている状況になります。これは、つまり介護ワーカーの囲い込みが行われてきているという状態なんですね。この流れというのは、都市部の方からやってきますので、そうなりますと我々の地方の状況は、さらに追い込まれる状況になってきます。それが近い将来そうなってくると思いますので、これはあくまで情報でございますが、各事業所を回って見ていただくとか、そういったICTがどんな状況になっているのかというの、やはりしっかり見ていただいて、監視といいますか、チェックをしていただく必要があると思いますのでお願いします。

今日質問した内容につきましては、全体を通して、テクノロジーの活用も含めて、ここで暮らす人々達が最後の日まで心豊かに人生を全うできるようにしていただくためのものです。福祉施策というのは真剣にいよいよ取り組んでいかなければならないなというふうに思っておりますが、今後減るのは子どもだけではなくて、そういった人材も、もちろん白川町一次産業が多いですので、そういった人材も不足してまいります。これからわかりやすい目標設定をですね、住民の方にまたお示しをいただいて、しっかりと生活に寄り添って伴走していただけるような、そんなまちづくりを期待しております。

質問を終わります。

議 長

ありがとうございました。

6番梅田みつよ君の質問をおわります。次に、5番佐伯好典君。

(5番 佐伯好典君)

5 番

それでは議長の許可をいただきましたので、私の質問に入らせていただきます。

私の質問は大きく2つ、1つ目、子育て環境の向上に資する提案について、2つ目、蘇原保育園の閉園に関して質問させていただきます。

まずは、子育て環境の向上に資する提案について質問をさせていただきます。少子高齢化社会において、子育て環境の向上に向けての取り組みは重要であり、本町でも様々な施策が講じられ

ています。これまでもその拡充について一般質問で取り上げてきましたが、佐伯町政において、高校生の通学の補助としてのJR定期購入への3万円の補助がですね、4万円に増額されるなど、少ない財源の中で子育て世帯への負担軽減に努力していただき感謝を申し上げます。

一方で少子化が進み、今年度の町内出生数が9人もしくは10人であるという話を聞き、危機感を感じるとともに、より一層の子育て環境の向上に資する施策の拡充について質問をします。まず1つ目です。通学補助としての自転車購入への補助金、今年の10月より蘇原地区では主に50代以下の町民の方々へ向け意見徴収会を行いました。その中で、三川地区で自転車通学をする保護者から、バス通学は無料で学校への足が確保されているが、自転車通学の保護者は、通学に対し自転車購入の負担がある。また、雨や雪の日は保護者が車で送迎することもあり負担となっているので町としてそこへの補助はできないか、という趣旨の要望がありました。これは蘇原地区だけの話ではありませんが、町内のバス通学以外の家庭への通学補助をする考えはないかお聞きします。

議 長

質問が終わりました。答弁を求めます。教育課長。

(教育課長 大岩裕樹君)

教育課長

5番佐伯議員の1つ目の質問、通学補助としての自転車購入に対する補助について答弁いたします。初めに、文部科学省が示す通学距離については、小学校で概ね4km以内、中学校で概ね6km以内が適正とされ、これを超える場合は遠距離通学の対象となって、スクールバス等の購入に対する補助があります。また、時間については、おおむね1時間以内を一応の目安とするとも言われています。しかし、一概に言えるものではないので通学に関する基準には十分に配慮する必要があるとも示されています。6km以上の遠距離通学者は、白川中学校では72名、黒川中学校では3名となっています。このような通学に対して、白川中学校の遠距離通学となる地区については、朝晩の登下校にスクールバスを配置しています。また、白川中学校、黒川中学校とも、中学校までの距離がおおむね6km以上となる自転車通学者には、遠距離通学費補助金、月額1,800円、11ヶ月分を交付して、保護者の負担軽減を図っています。しかし、本町の地形は高低差が激しく、通学距離だけでなく通学時間の問題があります。また、道路状況も決して良いとは言えませんので通学には様々な点で支障があると言えます。スクールバスが通れない地区からの通学や天候、道路状況によって自動車での送迎となる生徒が多くいるのも現状です。このため、今すぐに通学方法や通学補助変更することはできませんが、令和9年4月の校舎建設に向けて、議員提案の自転車通学への補助のあり方だけでなく、スクールバスの配置や路線変更、遠距離通学基準の見直しなど、よりよい通学になるよう新しい支援のあり方を検討したいと考えております。以上答弁とさせていただきます。

議 長

答弁が終わりました。再質問ありますか。

(5番 佐伯好典君)

5 番

はい、前向きな答弁ではあったのですが、基準となっているのは令和9年の学校建設時ということで、まだまだちょっと先がある話だと感じました。これはやはり僕も子どもを育てている親としてですね、数年たったら、数年というかですね、もう3年で中学生は高校生になってしまいます。やはり高校生になると、いろんな形で外へ出て行く方とかも増えるんですけども、やはり子育て世代に対するこういった取り組みっていうのは、とにかく早くしないと間に合わないとか、あまり意味をなさないと思うんですね、今回こうして保護者から上がってきた話があってですね、当然文科省からそういった区切りがあるのは知っているんですけども、やはり町として、今子ども達に何ができるのかっていう姿勢を、できるだけ早く示すっていうのは非常に大切なことだと思います。例えば今、令和9年度についていう話でしたけれども、そうではなく、できるだけ早く、それについては検討していただき、できるところからできる形でというような答弁であれば非常に僕もありがたかったですけれども、やはり令和9年となると今声を上げてる方々はほとんどいないんじゃないかっていうことを思っちゃうんですね、この自転車通学についてはですね、通学されてる方々から、当然中学校が自転車通学ということは高校も基本、自転車で通うことになると、中学校、高校6年間を考えるとですね、やはりある程度ちゃんとした自転車を買わなきゃいけないとかいろんな意見がありました。検討していただけるのは非常にありがたいんですけども、その検討について、令和9年というのはあまりに遅いのではないかと感じました。これについては、令和9年という区切りをするのではなく、すぐにでもというか、今からでも検討していただいて、できるだけ早く制度化を目指すというような答弁がいただけないかなと思うんですけども、どうでしょうか。ちょっと令和9年では遅いと思うんですけども、そこを回答お願いします。

議 長

質問が終わりました。答弁を求めます。教育課長。

(教育課長 大岩裕樹君)

教育課長

先ほどの答弁の中にも説明させていただいた内容もございますが、保護者からはスクールバスが通れない町内の地区もございますので、保護者が送迎しているという状況に対する支援をしてほしいという家庭もございますし、また、地形から、距離は近いけども坂道を通学している家庭もあるという状態、また、バス停までは生徒がそこまで歩いていくというような参集をいただいているというような課題もございます。現在スクールバスは9台を走らせておりまして、白川中学校でいいますと、午前7時半に到着できるように話をし、その後午前8時までには白川小学校であったり、蘇原小学校へ向かうというような配車をしており、スクールバスに乗る生徒も朝早く登校していただいているというような形もございます。どこまでの部分を公平にというふうになっていきますが、そこら辺は要望を踏まえてどうしていくのか検討をする必要があるかなと思

ます。よろしく申し上げます。

議 長

答弁が終わりました。ここで、10分間休憩をします。午前11時10分に再開します。

(午前11時00分)

議 長

再開します。再質問。

(午前11時10分)

(5番 佐伯好典君)

5 番

はい、再質問させていただきますが、検討の時期を伺ったので、内容についていろいろ確かに考えなきゃいけないことは多々あって大変なのはわかるんですけども、そうではなくて、令和9年に制度設計を作るとなると、いつから検討を始めるのかと、やはりこういった意見があって、本当子ども達というのははだんだんだんだん成長して高校になれば外へ行くと、新しい子も入ってくるが、それでも数がどんどん減っていくという中で、やはりその9年になるまで待ってくださってというよりは、もうこういった意見があるので、いつから検討が始められますと、内容について、それこそ全員スクールバスにできるだけ乗せていくような制度で考えているから時間がかかるのかなって勝手な印象を持ったんですけど、そうではなくて、別に自転車で通う子達は、親も自転車で通わせたいという家庭もありますし、やはりそこら辺ってというのは、その制度を作る上でも意見徴収を始めたり、やれることは多分たくさんあると思うんです。なので、今いろいろその内容について答弁されたんですけども、これに対して対応していただける内容の答弁はいただきましたので、ではいつからか、いつそういった制度を作るために行政が動き始めるのかを具体的に答えられるのであれば、いただきたいなと思うので、もう一度同じ内容で質問させていただきます。

議 長

質問が終わりました。答弁を求めます。教育長。

(教育長 鈴木雅史君)

教育長

ありがとうございます。

先ほど課長も答えましたが、検討は既に始めています。令和9年4月から検討するのではなくて、令和9年4月に新たな仕組みが運用できるようにしようと思ひまして、今、既に検討はしております。例えば自転車購入の支援についても、いろんな自治体がやっているという事例もたくさんありますので、調査しております。ただ、その時に6kmを超えた場合は月額1,800円かける11ヶ月かける3年といったものがありますね、こういったものをどうしていったらいいのかと、自転車以外にも、平坦な道が短くてあとは坂ばかりで保護者が送り迎えしているようなそういう所もありますので、さらに、令和9年4月というのは、施設一体型小中学校の一期工事完成を目指しているのです、スクールバス通学が変わると、そういった事を総合的に考えていく必

要があって、事務局レベルでは資料を収集したりしながら検討しておりまして、令和9年4月には運用できるようにしていきたいと、そういうことですので、ご理解をお願いいたします。

議 長

答弁が終わりました。再質問ありますか。

(5番 佐伯好典君)

5 番

はい、検討はもう始まっているという答弁で、もうやっていたらいいんだなってのは伝わってきたんですけども、ただ、新しく制度化っていうのが、施設一体型小中学校の開始と同時に制度が始まるというような予定というお話でしたけれども、さっきの町長の挨拶にもあったように、庁舎がまた、なかなか入札が辞退されてですね、どうなるかわからない状態です。この流れです、本当に学校建設というものが予定通りできるのか、令和9年を当然目指していくし、それを伸びた話はどうだっていうともわかるんですけども、今の社会状況によって伸びてしまうものをゴールに添えて、そこから始まるからと言われても、あまりこちらとしては早い検討だと思えない。そうではなくて、検討を始めています、できるところからどんどんやっていき、令和9年度には全て刷新するというようなことであれば、なるほどなと思うんですけど、そういう検討を始めて、令和9年度施設一体型学校建設をゴールというか、そこに線を持っていかれると、こちらとしてはですね、どうしてもその動きが遅いというふうに感じざるを得ないんです。ですので、いろんな検討されていて当然調査も始まっているということなので、そこについては評価したいところではあるんですけども、その9年に制度化というよりは、もうできるところからどんどんやっていくと、やっぱこういった状況なので、子育て支援に関してできることはもうとにかく、もうできると思ったらどんどんやっていくと、それぐらいの検討をするというような返事がいただきたいなと思うんですけども、そこについて、その9年をゴールではなく、もうその前にどんどん検討を始めて、できるところからやっていくというぐらいの、答えができるかどうかちょっとお答えを、お願いしたいと思います。

議 長

質問が終わりました。答弁を求めます。教育長。

(教育長 鈴木雅史君)

教育長

はいお考えはよくわかりましたので、自転車通学の購入補助だけではない、いろいろな通学に関する課題がたくさんありますので、あくまでもやっぱり総合的に、漏れのないような対応を考えていって、そのゴールを令和9年4月というふうにはしておりますけども、もしもの話ばかりしてはいけませんが、もしも早くに実施できるのなら、それはそんないことはないのでもそこは忘れないようにしますが、我々事務局としては、諸々のことを考えた場合に、令和9年4月には新しい運用をというふうに、先ほど話しましたけども努力します。

議 長

答弁が終わりました。再質問ありますか。

(5番 佐伯好典君)

5 番

早いものは、できるのであればしていくということだったので、ぜひ子育て環境の充実に関する1つのことですので、お願いしたいと思います。

それでは次の質問に参ります。

高校生の通学支援の拡充についてです。現在、本町ではJRの定期購入者に対し4万円の補助を行っています。それまでの3万円から1万円の拡充は評価するところですが、お出かけしらかわ、寮や下宿に対する補助はありません。同じ交通網を使う東白川村では、公共交通に対しては全額、JRの補助はもちろん、寮や下宿、親の自家用車で通う家庭も補助を行っています。例えば、加茂高校、これは古井駅を使うんですけども、こちらに公共交通6ヶ月定期かける2と計算させていただきましたけれども、あとJR定期6ヶ月定期を、これもかける2で通ったとするとですね、年間での家庭の負担は、白川町では8万9,800円、東白川村では、3万7,800円とですね2倍以上の違いがあります。高校進学は子育て世帯の町外流出の要因の1つです。JRの補助だけではなく、町内に親世帯が住んでいるのであれば白川町の子どもだといえるのではないのでしょうか、現状の補助に加え、お出かけしらかわや、寮、下宿、自家用車と、更なる拡充の考えがないかお聞きします。

議 長

質問が終わりました。答弁を求めます。教育課長。

(教育課長 大岩裕樹君)

教育課長

2つ目の質問、高校生通学支援の拡充について答弁いたします。

本町では自宅から通う高校生を支援するため、高校通学のためのJR定期券、回数券の購入費の一部を補助しております。令和4年度の交付実績では、対象者119名に対して354万2,000円を交付しております。令和4年度になります。議会から令和5年度の予算要望いただいた中で、少子化が深刻な本町にとって、子育て環境の更なる充実は必要不可欠であり、高校生の通学支援の拡大を初め、子育て世代の流出を防ぐ対策や、予算の増額を図りたいとの依頼がありました。これを踏まえ、令和5年度から年間1人当たりの交付額を3万円から4万円に増額させていただきました。12月現在の実績でございますが、対象者となる106名に対し415万7,000円を支払っております。

話は変わりますが、令和4年度に、高校生に対する通学の調査を実施しております。全体で154名から回答があったところです。自宅からの通学者は133名、うちJRを利用している生徒は125名、利用していない生徒8名、その他に下宿や寮、アパートを借りて高校へ通う生徒が21名でした。議員からの提案にあるように、各町村によって通学支援の内容が異なることは確かでございますが、令和5年度から高校生に対する通学支援を拡充したことから、当分はこの

ままの支援を継続したいと考えています。今は町の方針として、お出かけしらかわ、下宿や寮に対する費用支援をする考えはございません。以上答弁させていただきます。

議 長

答弁が終わりました。再質問ありますか。

(5番 佐伯好典君)

5 番

現状の補助を行っていただいているんですけども、ちょっと足りないなど、特に隣の東白川がああいった形でやっていますので、比べられると一目瞭然というところもあり、今回提案させていただきました。財政が厳しいということもありますし、町自体の大きさ、また人口も、子どもも、東白川村と比べると多いので難しいとは思いますが、ここら辺も今後いろいろ見直してですね、現状はとりあえず制度を変えたばかりだということ、現状維持ということは致し方ないとは思いますが、絶えず検討を重ねてですね、さらに子育て支援に資する形に、議会も含めて考えていきたいなと思いますので、今後とも検討をお願いしたいと思います。

次の質問に参ります。続いてリフォーム補助金の見直しについて、本町では小育て安心リフォームとして、中学生までの子どもがいる家庭のリフォームに対し50万円プラス中学生以下の子ども1人につき10万円の補助事業を行っています。この制度自体は素晴らしいと思いますが、子育て環境の充実を図り、町内の定住を促す意味でも高校生または18歳以下の子どもがいる家庭の拡充について考えはないか、お聞きします。

議 長

質問が終わりました。答弁を求めます。企画課長。

(企画課長 渡口彰規君)

企画課長

はいそれでは3つ目の質問について答弁をいたします。本町の子育て安心住宅リフォーム支援事業は、子育て世代の住環境の向上と、定住人口の増加を図ることを目的として、平成30年度から町内に居住する中学校3年生以下を扶養する世帯に対し、町単独の補助事業として実施しております。制度がスタートしてから、令和4年度までにこの制度を活用された世帯は14世帯となっております。子どもの成長に伴う住環境の変化に対応する改修に役立てていただきながら、定住促進に寄与しているものと認識しております。

佐伯議員のご質問により提案がありました、この制度の対象を高校生、または18歳以下の子どもがいる家庭への拡充でございますが、財源が限られている中、小さいお子さんを見ながら安心して家事ができるよう対面キッチンへ改修したり、子どもの成長に合わせた間取りの変更といった住環境整備を想定し、支援の対象の方を決定しております。子育て世代の方々は、仕事や家庭を守りつつ、まちを元気にしていただける地域の担い手でございますから、応援していきたいと思っておりますけれども、白川町の社会動態を統計データで見ますと、10代後半の層は職業や学業上の理由による転出が非常に多くてですね、高校卒業などを機に町外へ転出してしまった

場合にはこの事業効果が非常に薄くなり、この事業の目的に沿った形になるのか心配するところでございます。

現在、令和6年度の予算編成を行っております。制度の拡充ではなく、各種住宅政策の方を見直しさせていただきまして、定住を促進することを目的とした形に整理をしつつ、子育て世帯の範囲の見直しであったり、支援方法をどうしていくかの検討の方を行っております。また、先ほども述べましたが、この事業を町単独で実施しております受益者が特定される事業でもございます。このため財源の確保にも努めながら制度設計を行っております。以上、答弁とさせていただきます。

議 長

答弁が終わりました。再質問ありますか。

(5番 佐伯好典君)

5 番

はい、再質問はないですけれども意見だけ、子育て世帯減っているということで、事業効果というものが考えられるというのわかります。定住にちょっとシフトしてという考えで白川町に定住を増やす意味でのリフォーム、またそこに対しての子育て世帯に対しての支援を別枠でということで、制度自体は生きるという形でこちらは受け取ったので、ぜひ、定住促進プラス子育て世帯に手厚くなるような、当然これの宣伝も必要だと思います。なかなか宣伝効果があるとは言いつらい現在、先ほど教育課の方の答弁にありましたように、実際通っている高校生が125名もいるという現状です。となればやはり、しっかり宣伝をして、高校生になればいろいろ体もさらに大きくなりますし、そういったリフォームの機会も増えるんじゃないかなと思いますので、更にはいい制度になるように見直しをして、次の予算委員会が楽しみになるような形の施策を待っていますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは次の質問参ります質問の4番目です。ボランティア活動に対する認定や表彰等について、20年ほど前から、ボランティア活動に対する社会的評価や関心が高まりつつあります。特にSDGsが世の中に浸透するに従い、実際に活動に参加する人口が増えています。その活動は福祉の領域のみならず、まちづくり、国際協力、環境保護など、幅広い分野にわたっており、本町でも、社会福祉協議会でのボランティア募集や地域行事への参加など活動の参加の機会があります。こうした活動に参加することによって、高齢者をいたわる気持ちが培かわれたり、身近な地域社会に関わることの大切さを学ぶなど、社会的意義も極めて大きく、郷土愛を育むことへも繋がると考えます。一部の高校や大学ではボランティア活動に関して、推薦入学の項目へ入れているところもあり、町が各種団体と連携し、その活動機会の確保と、ボランティア活動に対する認定や表彰等の制度をつくることにより、子どもの教育環境の向上や、将来の町の福祉やまちづくり、地域づくりの担い手などの人材発掘に資すると考えます。町としてボランティア活動への各種団体との連携や、その認定や表彰等について行う考えはないかお聞きします。

議 長

質問が終わりました。答弁を求めます。教育課長。

(教育課長 大岩裕樹君)

教育課長

町としてボランティア活動の各種団体の連携、その認定や表彰について行う考えがないかについてお答えいたします。

町内中学生が行うボランティア活動の現状でございますが、美濃白川ふるさとまつりや、未来へ繋ぐ里山作りなどの行事に参加をいただいております。新型コロナウイルス感染症は5類に変更されましたが、感染を予防する必要があることや、最近ではインフルエンザにかかる方もみえるなど、町内社会福祉でのボランティア募集が広くは実施されていない現状です。コロナ禍前は受け入れされていましたが、当面は受け入れには慎重な対応をされています。

ボランティア活動は個人の自由意思に基づいて、その技能や時間等を進んで提供して社会に貢献するという定義があります。町では、その活動に対して認定することは、さほど問題なくできることだと思っています。今は白川町青少年育成町民会議表彰規定の中に、社会参加活動を積極的かつ継続的に行っている青少年に対して、表彰状等を寄与することとしております。今後も表彰規定を、各種団体に周知してまいります。もし対象となる方がございましたら、ボランティア活動を考慮した上で、表彰したいと考えております。以上答弁とさせていただきます。

議 長

答弁が終わりました。再質問ありますか。

(5番 佐伯好典君)

5 番

はい今の内容に再質問させていただきます。実際、青少年健全育成の方で表彰規定があるということで、すいませんちょっと勉強不足でそこは知らなかったのを教えていただきたいんですけども、僕の知る中で、そういった表彰を受けた方が思い浮かばなくて、これまでに何人ほどあったのか、そして、そのボランティア活動に対するその認定の規定というのがしっかり決まっているのか、なぜかというところで、やっぱりほわっとした内容では、いまいちわからないというところもありますし、今後人口も減って、今度リサイクルステーションが佐見の方にもできるんですけども、その活用や管理についても、もしかするとボランティア活動として子ども達に関わることもできる訳です。また、お祭りの担い手ですね、切井は杵ふり踊りがこないだも中学生3年生の男子に参加していただきましたが、あれも例えば、そこで学んだものを実際お祭りに来てやりたいということであれば、それも立派なボランティア活動、地域の文化の継続に資するものだと思うんですね。そういったものをしっかりと認定というか、細かく把握をして、やはりちゃんとやっている方にはしっかりと町の方とか青少年の方で表彰していただくような形がとれるといいと思うんですけども、今の制度と、過去にどれぐらいの方がその認定を受けたのかというところの数を知りたいのでそこをお聞きします。

議 長

質問が終わりました。答弁を求めます。教育課長。

(教育課長 大岩裕樹君)

教育課長

細かい事例まで手元に持っておりませんが、今までにボランティア活動をされてですね、表彰した事例の一例を申し上げます。平成7年度でございますが、平成4年度から平成6年度の3年間に渡りまして、新聞配達で貯めたお金を社会協議会に寄付されたという方がございまして、3兄弟の子なんです、その家庭に表彰状を出したというようなことがございます。それ以外の部分については、ちょっと手元に持っておりませんので、そのような事例は発表させていただきます。

どんな形でっていうのが、先ほどお伝えしました表彰規定の中にはありますが、表彰審査委員会というのがございまして、そこで審査をして表彰していくという流れになりますので、またもしそういう該当者がございましたら、あげていただきたいなと思っています。よろしく願います。

議 長

答弁が終わりました。再質問ありますか。

(5番 佐伯好典君)

5 番

再質問させていただきます。平成7年ということで、ずいぶん前で、しかも非常に素晴らしいことなんですけれども寄付をしていただいたという形での表彰だと思います。すごくわかりやすい形なんですけれども、実際はボランティアというのはなかなか目に見えないもので、募集しても誰が参加したかっていうそういったものがしっかり取られているのか、またボランティア機会というものをしっかり告知して、そこに参加したのか、そういった調査というか体系作りですよねいろんな形、それこそ植樹でもボランティアに入ると思いますし、先程のお祭りでもボランティアに入ると思います。こういった各種団体としっかり連携をして、やはり子ども達がこの地域社会、白川町に対して、自分達がこういった活動をして、それについてやはりその充実感を得られる、人の役に立ったなっていうこういった心の醸成っていうものを、しっかりとしたサイクルというか、体系作りっていうのが必要だと思います。

当然ボランティアですので、強制的にということではないですが、やはり、そういったことを思う子どもっていうのは、将来、白川町にとって大切な人材になるんじゃないかなと僕は考えていますので、表彰規定とか、先ほどの質問になかなか答えられなかったのは割とアバウトなものかなと少し思っているんで、やはりこの部分っていうのは、今後子どもが減っていて例えば最初の質問にですね、推薦の話があったんですけど、高校推薦とかほとんどスポーツが多い。当然それもわかるんですけども、もし仮にこれからもう少しボランティアに対する意識が大学は結構多いので、そういった中で高校にもそういった推薦のものが増えてきたりとかですね、当然スポーツ環境も子どもが減っていくとなかなかそこでいい結果を残すのが難しくなってくる。

そういった中でやっぱりボランティアっていうのはもしかすると、そういうのを狙ってやるものでもないですけども、ただ親としてはそういったものがあれば、ボランティアに極的に参加させるっていうことも当然進んでいくと思いますし、それが回り回って、白川町に良い人材が返ってくる土壌を作る可能性もあると僕は思います。そういった表彰規定があって、委員会があるというお話でしたが、ここでしっかりと各種団体とも連携を図りつつ、その規定がぱっと見て誰でもわかるような内容であればいいんですが、なかなかほわっとしているとそこら辺の、今度誰をどういうふうに表彰するのか、言ってもらったら表彰するっていうような、ちょっと答弁もあったと思うんですけど、そうではなくて、しっかりとボランティア活動に参加される方の把握とその表彰規定というものを作っていただきたいなとその把握等、これからの体系作りをお願いしたいなと思うんですけども、そこについての答弁をお願いします。

議 長

質問が終わりました。答弁を求めます。教育課長。

(教育課長 大岩裕樹君)

教育課長

先ほどお伝えしました表彰規定につきましては、各種団体にも周知をしながら、連携が図れるような形で進めていきたいなというふうに思っております。体系作りについても検討させていただくという形でよろしくお願ひしたいです。

議 長

答弁が終わりました。再質問ありますか。

(5番 佐伯好典君)

5 番

次に大項目2つ目の質問に参ります。蘇原保育園の閉園に関して質問させていただきます。

令和7年3月で閉園の方針が出ている蘇原保育園ですが、閉園に関しての話し合いの中で、保護者、切井自治協議会から4つの要望が出されました。そのうち1つは当時令和5年3月閉園というものを令和7年まで延長する要望であり、それについては叶えられましたのでここでは扱いませんが、その他の3つに関しては具体的な動きや回答がなく、不安視する声が聞かれます。学校統合と同じように保育園に関しても、保護者、地域にとって重要な問題であり、閉園が予定されているとはいえ、その後に向けたケアや報告は必須であると思います。当時要望された3つの事項への回答と現状において閉園に関しての質問をします。

まず1つ目、通園に対しての補助についてです。閉園後の通園の補助について当時、何らかの検討をするということが言われましたが、具体的にどのような対応を検討されているのか、お聞きします。

議 長

質問が終わりました。答弁を求めます。教育課長。

(教育課長 大岩裕樹君)

教育課長

通園に対しての補助について答弁いたします。

町内に住所を有し、町内の公立または私立保育園を利用する遠距離通園の家庭に対して事業者の燃料費の一部を補助することを考えております。令和7年度からの町内全域を対象に開始できるよう、令和6年度に制度設計を行うこととしております。以上答弁とさせていただきます

議 長

答弁が終わりました。再質問ありますか。

(5番 佐伯好典君)

5 番

それでは次の質問に参ります。質問2です。他園との交流についてですね、保護者から出された要望の中で、光の保育園と交流というものが要望されたんですけども、それがなされておられません。交流は園児にとっても必要ですが、光の保育園に対する保護者の理解を得るために重要です。これまでになぜ行われてなかったのか、また具体的な計画があるのか答弁をお願いします。

議 長

質問が終わりました。答弁を求めます。教育課長。

(教育課長 大岩裕樹君)

教育課長

他園との交流について答弁いたします。平成29年度から町内全ての保育園で、年長児交流を行っております。コロナ禍は各園集まって交流することができませんでしたが、昨年度から状況を見ながら交流会を再開しています。今年度は6月、8月、11月に年長児が集まって同年齢での集団遊びを行っております。そして、来年2月にも行う予定です。

蘇原保育園と光の子保育園の交流については、年長児だけでなく、年中児、年少児も含めて来年度に実施できるよう計画する予定です。また、光の保育園の行事に合わせて蘇原保育園の親子で参加できる場を計画したいと考えております。

議 長

答弁が終わりました。再質問ありますか。

(5番 佐伯好典君)

5 番

はい、今の内容でちょっと再質問させていただきたいんですけども、答弁では今、昨年度から年長児が交流されているということをおっしゃったんですが、その後、光の子については来年度という話があって、昨年度からの園児の交流の中には光の子は含まれてなかったという認識でよろしいでしょうか。

議 長

質問が終わりました。答弁を求めます。教育課長。

(教育課長 大岩裕樹君)

教育課長

実施しております。

議 長

答弁が終わりました。再質問ありますか。

(5番 佐伯好典君)

5 番

それでは次の質問に参ります。閉園に向けての進捗状況の報告についてですね、協議会からは、閉園に向けての様々な検討や、その進捗について報告を求める要望が出されています。先の2つの要望に関してもですが、先日行われた説明会まで何もなく、他園の交流については、されていたということだったので、それが伝わってなかったということになるのですが、どれも動きがない状況だと思われています。閉園に関して理解を求めるのであれば、その進め方や要望に対して細かい対応についてですね、話し合いの場を持ち進めていくのが必要ではないでしょうか、今後の保護者、自治協議会の報告会について、その姿勢と計画があればお願いします。

議 長

質問が終わりました。答弁を求めます。教育課長。

(教育課長 大岩裕樹君)

教育課長

閉園に向けての進捗状況についてお答えいたします。日頃から園長を通じて、保護者、あるいは保護者会の思いを把握するよう努めておりますが、令和5年11月18日に保護者説明会を行いました。その場で閉園に向けての今後について、通園補助について、他園との交流についてを説明させていただきました。最後の年をどう過ごすのか、記念式典、記念事業、光の子保育園見学、これについて保護者会を中心に引き続き検討いただいている状況です。今後の保護者、自治会への報告については、保護者会の意向をもとに進めていけるよう、保護者、協議会、保育園、教育委員会が連携していきたいと考えております。以上答弁とさせていただきます。

議 長

答弁が終わりました。再質問ありますか。

(5番 佐伯好典君)

5 番

この最後の質問がですね、先の2つの質問の集大成になるんですけども、やはり最初の閉園の話し合いの中で4つの要望が出て、1つに関しては先ほど言った通り令和7年に延ばしていただいたのですごく地元も保護者も喜んでいるんですけども、やはりその中で、あの時でも、光の子保育園に対する蘇原保育園に通わせている保護者の理解がちょっと足りないというか、やはり新しい所に行くっていう子どもに対して親が心配する面もありますし、保護者自体も私立ということで、そんなに心配しなくてもいいというような心配も出ていました。これはやっぱり保護者の気持ちとして、やはり通わせている保育園がなくなるナーバスになる部分ってすごくわかる

んです。今の答弁の最後の方にですね、交流をできるように保護者の方で考えていただくみたいな発言があったんですけど、話し合いの中で、やはり保護者としてはそういう機会を作ってほしいっていう要望だったと思います。保護者もどんどん入れ替わるんですね、その中でやはりよくある、前の保護者会では話し合われたけど結局タイミングが合わなくて次に引き継いだ、次に引き継いだがうまくそれがわからなくてっていうことで、結局先ほども言ったんですけど、保護者の方では光の子との交流はやっていないと思われてます。僕も保護者の方からその話の時にやってない、やってない、交流はできてないっていう話をいただいたのでこの質問なんですけれども、それはやはりただ単に子ども達の交流を持たせるっていうところではなくてですね、親の理解というのがすごく必要なんですね。その中で一番最初の説明会の時に、教育長は別に白川町のどの園にも通っていいですし、何なら他の自治体でもいいですよっていう話をされたので、もう親は光の子が一番近いんですけども、そういった理解がないがために、今実際ですね、何名かは光の子じゃなくて白川に通わせたいっていうお答えをする親さんがみえました。それはやっぱり、その対応が保護者に向けて、「大丈夫ですよ、一番近い所に通わせても問題ありません」っていうようなことで、相互理解を深めるためのことをやっぱりやっていかないと、そうなってしまう可能性があるんです。やはりここについては、今の保護者に機会を作っていただくようにみたいなことを言われましたけれども、やはりその最初のところで、3つの要望の中に入っているのであれば、それは保護者でやってくださいっていうのであれば、もうできるだけ早くしっかり保護者を集めてそれを伝えるべきですし、動いてほしいのであればそれをやるべきだと思います。でも、この間の説明会まで特に保護者にはそういうことがなかった、協議会にもなかったということで、非常にですね、不安だけが募ってる状態なんです。これについて、今もやっていただいているっていう答えだったんですけど、そうではなくて、やはりしっかりと要望を受けた側として、ちゃんとそういう機会を、親子共々作っていきます、そこについての話し合いをします、というような答弁がいただけないかなと思うんですけど、そこについては、どう考えているのかちょっと伺います。

議 長

質問が終わりました。答弁を求めます。教育長。

(教育長 鈴木雅史君)

教育長

まず、蘇原保育園の保護者の方がどんな思いを持っていらっしゃるか、不安もあれば期待もあると思うんですけど、そういうことに関しては、園長から保護者会の希望を聞いておりますし、協議会については協議会長、副協議会長さんあたりと連携はとっております。それで、議員が保護者会に委ねるような理解をされた部分は何かと言いますと、残り1年ちょっとある、この1年ちょっとをどうやって締めくくっていくかと、その事業に対して、保護者会の方でも考えてほしいというような、そういう内容です。それについて私どもが園長から把握していることは、そのようにこちらが一緒に話した場で、現保護者会長の方は、「何をやったらいいいんでしょうね」と

というようなことを園長に相談されていますので、こちら事務局でも、こんなことならできそうかなってというようなことも考えているんですけど、お願いしますじゃなくて、ともに作っていきましょうということで動いておりますので、保護者会にいろんな懇談を計画してほしいというようなそういう受け止め方をされたみたいですけど、それは違いますのでそのところよろしくお願いします。

それから、11月18日に説明会をやった場では、いろんな不安も出されています。光の子保育園についての園の経営とか園の様子を話をしてもらったり、見学する機会を私達が間に立ててやりますよというような話もしてありますので、不安は最小限になるようなことは取り組んでおります。今後ますますそういった会を増やして理解をしていただけるように努力していきたいと思っております。

議 長

答弁が終わりました。再質問ありますか。

(5番 佐伯好典君)

5 番

すみません持ち時間の関係で次に行きますけれども、今教育長言われたように、今後機会を大きくたくさん持つということで、ぜひお願いしたいと思っております。これは、今そういった園長を通しての話とか、いろいろ教育長は伝えたように感じているかもしれませんが、受け取る側保護者、協議会からはそういった声が聞かれませんでした。それは、やはり言った言わないではなくてですね、伝わっていないという形で本当にしっかり伝わるように保護者の理解、地域の理解を得られるような形で両園の交流を持っていただきたいと思っております。本当にこれちょっと危険かなと思うので、これを強くお願いして次の質問に参ります。

続いて最後の質問です。保育園の配置について、話し合いがあった当日に比べさらに少子化が進んでおり、蘇原保育園だけではなく、他園に関しても園児が減少しています。特に蘇原地区の子どもの減少は顕著であり、光の子保育園でも、来年度、再来年度の入園予定の子どもが2人ずつと聞いております。現在町の姿勢としては、町内5保育園を維持するとされていますが、先日蘇原保育園の保護者との話し合いの中で、光の子保育園は私立であり、園児数が減少し、経営が立ち行かなくなれば閉園するのではないかという不安の声が聞かれました。自分の子どもが通っていた保育園がなくなり、他園へ通わざるを得ない状況で、少しでも不安をなくしたいと思うのが親の気持ちではないでしょうか。町内5保育園の維持に関しての考えをもう一度聞きます。

議 長

質問が終わりました。答弁を求めます。教育長。

(教育長 鈴木雅史君)

教育長

保育園の配置についてお答えをいたします。保育園は小学校や中学校と違いまして、その働く保護者が子どもを預けやすい保育園にそこを選んで通わせることができるわけです。ですから町

内の保育園どこでも利用できますし、また、その家の事情によっては、町外の保育園を選ぶこともできます。保育園に通う子どもさんは0歳から小学校入学前で大変幼い小さい年齢の子が多いので、近くの保育園が利用できるように、地域に1ヶ所、つまり5地区に1つずつは配置していくという方針は変わっておりません。以上です。

議 長

答弁が終わりました。再質問ありますか。

(5番 佐伯好典君)

5 番

もう一度、地域の近くに5保育園というお話でしたけれども、保育園の保護者からの不安は、要は光の子は私立ですので、園児が減ってしまった場合に、もしかすると閉園の可能性があるのではないかと、蘇原保育園はそうではなく、公立なので園児が減っても維持できるのではないかとといった内容でした。5保育園をキープするために、例えば、園児が減っても光の子保育園の維持に何かご尽力をされるといった予定があるかというところを、保護者の方々、皆さん聞きたがっていました。実際その部分についてはなかなか言いづらいところもありますし、現状どうなのかってのはわからないんですけれども、もしそのような状況になっても、町としてですね、その5保育園をしっかり守っていくのか、その姿勢についてもう一度伺います。

議 長

質問が終わりました。答弁を求めます。教育長。

(教育長 鈴木雅史君)

教育長

閉園をするのではないかというような重大な発言ですけども、これを光の子保育園自身が私どもの方に言われたということは一切ありません。従って、町内5地区に1つずつ保育園は維持していこうという考えであります。

議 長

答弁が終わりました。再質問ありますか。

(5番 佐伯好典君)

5 番

残り時間がないですけど、今の答弁だと光の子保育園が辞めないといえばずっと続けていくというように聞こえたんですが、光の子保育園の方が主体だということっていうことは、逆に言うと園児数が減ってきた場合の対応、今もうまさに減ってきているが、その場合にどうなのかというのを親さんは聞きたくて、もし通わせても途中で園児数が減ってそういったことになった場合に、自分達は、また、保育園がなくなるのかというような不安にかられているんです。そこについて、最後明確にちょっとお答えをお願いしたいです。

議 長

質問が終わりました。答弁を求めます。教育長。

(教育長 鈴木雅史君)

教育長

光の子保育園は私立の保育園ですので、その維持については町立ではないということをしかりと認識していただきたい。私立の保育園の経営にかかっていることです。以上です。

議長

制限時間を過ぎましたので、質問を終わります。

少し時間が早いですけども、13時まで休憩いたします。

(午前11時55分)

議長

再開します。

次に、4番三戸勝徳君

(4番 三戸勝徳君)

4番

議長より許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。質問の前ですけども、今年も余すところ、半月余りという状況になってまいりました。過日消火栓ホースの筒先が盗難に遭ったという事件がありましたけども、大変心配をしておりましたけども、先日犯人が逮捕されたということで安堵しております。これから年末に向けまして、火災予防であるとか、防犯対策、そして交通安全対策というところで、それぞれによりまして消防団の年末夜警、また広報無線による防犯の啓蒙、そして年末の交通安全県民運動の展開というようなことによりまして、町民全ての皆様が安全安心で、そして健やかに、新年を迎えられますことを祈念いたしまして、一般質問に移らせていただきます。

今回私は、自主財源の確保に向けた取り組みについて質問をさせていただきます。町民の最も身近なサービスの提供を担う地方自治体は、困難な財政状況下にあっても、町民のニーズに的確に対応し、持続可能な財政運営を進めていかなければならず、そのためには、安定した財源の確保を図るため、自主財源を中心とした歳入基盤を確立し、その確保、充実拡充を図ることが課題であります。行政サービスを低下させることなく、効率的な財政運営を進めていくためには、経費の削減による歳出の抑制であったり、税収の安定的確保や、収納率の向上、不良債権の回収徹底などを積極的に行っていく必要がありますその上で、様々な取り組みが考えられる中1つ目として、企業版ふるさと納税、2つ目として広告収入事業、3つ目として命名権の売却、この3項目による自主財源確保に向けた取り組みについて、それぞれの項目ごとに質問させていただきます。

1つ目としまして企業版ふるさと納税についてですが初めに、個人向けふるさと納税について伺います。ふるさと納税の歴史は、今から15年前に制度が開始され、ワンストップ特例制度の導入や返礼品の規制強化などを経て、今日に至っています。県内では、関市や高山市への納税寄付額が極めて高い中、残念ながら本町は近隣の川辺町や八百津町と比較しても、件数、寄付額ともかなり苦戦している状況であります。

そこで質問ですが本町における個人向けふるさと納税の現状についてお聞きいたします

議 長

質問が終わりました。答弁を求めます。企画課長。

(企画課長 渡口彰規君)

企画課長

本町のふるさと納税でございますが、平成26年度から返礼品のお取り扱いの方を始めまして、この年は寄附件数が1,254件、寄附額につきましては、1,348万円こちらの寄附を頂戴いたしております。現在では、返礼品の参加事業者数は44社、返礼品のラインナップも238点となりまして、薪ストーブ用の乾燥薪、お茶やその関連商品、牛肉、豚肉や鶏ちゃんといった肉類などの魅力的な商品を提供いたしております。

こうしたことから、令和4年度の給付額は、平成26年度と比べまして2.5倍の3,379万4,000円を頂戴いたしております。寄附金につきましては、寄附目的に応じた事業に充てて活用の方をさせていただいております。ふるさとはもちろんお世話になった地域や応援したい地域にも力になれる制度でございます。支援をした側も節税に繋がるふるさと納税は、本町にとって貴重な自主財源でございます。しかしながら、三戸議員も質問で述べられました通り、本町の寄附額は、関市の48億円、高山市の39億円にはほど遠く、県下でも低いのが現状であることから、白川町と関係を持ってもらえる方や、応援してくれる方を増やしつつ、今年度は返礼品の提供事業者との意見交換会、こちらの方を行っております、より一層魅力的な返礼品の開発に取り組んでおります。

第6次総合計画の方では、ふるさと納税額を年間5,000万円にするという目標値にしておりますけれども、それを超える自主財源を確保できるよう今後も進めてまいります。以上答弁いたします。

議 長

答弁が終わりました。再質問ありますか。

(4番 三戸勝徳君)

4 番

はい、突出している関市とかですね、高山市では比較が違いますので別としまして、先ほど申しました川辺町ですと、件数として1万7,000件、2億5,200万円という寄附額なんですね。また八百津町ですと、2万件で3億1,000万円ということですね、本町が900件で3,300万円ですから、八百津町と比較すると件数で20倍強ですね。寄附額も本町が10分の1になるんですかね、というような差があるんですけれども、こういった大きな差、この違いというものはどこに原因があるとお考えでしょうか。

議 長

質問が終わりました。答弁を求めます。企画課長。

(企画課長 渡口彰規君)

企画課長

はい、可茂管内の町村で白川町より寄付金が多い町村で、更に、前年よりも同様または伸びているところが三戸議員がおっしゃられた、八百津町と川辺町でございます。八百津町ですと、お酢や、あと甘酒といった返礼品が非常に人気が高いということに加えて、昨年度皆さんも見られたかもしれませんが、テレビドラマでハヤブサ消防団というものが放映されておりましたがその関係で認知度が上がっていること、また川辺町については、これまた皆さんご存知だと思いますが、有名なあの大福であつたり、白扇酒造の本格みりん、これもあのテレビ番組で、両方とも何度も何度も取り上げられておまして、それで非常に認知度も上がり、人気も出ているということで、やはりマスメディアの力っていうのは今も昔も変わらず本当に非常に大きいなどというのは、この2つの町の状況見てみますと、強く思うところがございます。これらは本当私どもも見習っていかなければいけないとこですし、そういったものを作っていけるように、今回事業者さんとの交流会も行っておる次第でございます。以上、答弁とさせていただきます。

議 長

答弁が終わりました。再質問ありますか。

(4番 三戸勝徳君)

4 番

再質問ではないですけども、大きな要因として返礼品目当てというようなことであればですね、なかなか本町としては厳しいところもあろうかと思えます。それが本来の趣旨から逸脱しているというようなことであればですね、私個人としてはあまり素直に馴染めない制度かなというようなことも感じております。

そういうことを踏まえてですね、次に、企業版ふるさと納税について伺っていきたいと思います。平成28年度の税制改正において、新たな民間資金の流れを巻き起こし、地方創生の取り組みを進化させることを目的として、企業版ふるさと納税が創設されました。これは、国が認定した自治体の地方創生プロジェクトに対し、企業が寄付を行った場合に、税制上の優遇措置が受けられる仕組みであり、自治体は住民に負担を求めず、歳入アップを図ることができ、企業は法人関係税から税額控除できるメリットがあります。さらに、令和2年10月からは人材派遣型が創設され、地方創生のより一層の充実強化を図ることができるようになりました。そこで質問ですが、まず人材派遣型の企業版ふるさと納税の概要についてお聞きいたします。

議 長

質問が終わりました。答弁を求めます。企画課長。

(企画課長 渡口彰規君)

企画課長

はい、人材派遣型の企業版ふるさと納税は専門的知識、ノウハウを有する企業の人材の地方公共団体等への派遣を促進することを通じて、地方創生のより一層の充実強化を図ることを目的に創設された制度でございます。具体的なイメージでございますけれども、企業が地方公共団体への人材派遣とともに、その社員の人件費を含む寄付を派遣先の地方公共団体へ行います。このこ

とによって受け入れた地方公共団体は、専門知識また、ノウハウを有する人材の人件費というものを負担することなく、地方創生の取り組みをより一層充実強化するとともに、関係人口の創出拡大も期待できるというメリットがございます。逆に派遣した企業のメリットの方でございますが、寄付額の最大約9割に相当する法人税の軽減を受けることができまして、金銭的な支援のみならず、事業の企画、実施こちらの方に派遣をされた人材が参画をいたしまして、企業のノウハウの活用による地域貢献がしやすくなるとともに人材育成の機会として活用することができることが挙げられます。ただし、活用にあたっては、寄付を行うことの代表として経済的な利益を受け取ることが禁止されていること、また、主となる事務所、または、事業所が所在する地方公共団体への寄付は禁止されていることに留意をしなければなりません。また、派遣された人材につきましては、任期付職員として地方公共団体で採用がされます。以上、概要についての答弁とさせていただきます。

議 長

答弁が終わりました。再質問ありますか。

(4番 三戸勝徳君)

4 番

はい、確認になりますけども、経済的利益という言葉が出てきましたけども、この企業版ふるさと納税に対してはですね、返礼品というワードは存在しないということでしょうか

議 長

質問が終わりました。答弁を求めます。企画課長。

(企画課長 渡口彰規君)

企画課長

企業版ふるさと納税につきましては返礼品はないとなっております。個人のふるさと納税と異なるところは、やはり公平性や透明性を確保しなければならないという考えのもとで、返礼品の受け取りはできませんし、また、見返りとして経済的な利益の供与、こういったものも禁止されているものでございます。

議 長

答弁が終わりました。再質問ありますか。

(4番 三戸勝徳君)

4 番

はい、個人向けではですね、非常に返礼品で苦戦をしてみえるということですので、この企業版の場合はですね、返礼品というワードがないということですので、その点ありがたいのかなということもちょっと思ったりもしますけども、次の質問に行きますが、自治体にも、企業側にもメリットがある優れた制度と言えます。こうしたことから、自主財源の確保とともに、様々な課題解決に向けた取り組みの推進という観点からも、積極的に取り組んでいただく必要があると思いますが、今後の取り組み方針についての考えをお聞きいたします。

議 長

質問が終わりました。答弁を求めます。企画課長。

(企画課長 渡口彰規君)

企画課長

町といたしましてもですね、地域課題の解決のために人材派遣型に限らず、企業版ふるさと納税全般の方を積極的に活用していく方針を持っております。企業版ふるさと納税を活用するためには、白川町まちひとしごと総合戦略をもとにして、企業版ふるさと納税を活用する事業を網羅的に記載した地方再生計画を作成し、国の認可を受けなければなりません。

現在この計画を作成いたしまして、国の方へ申請をしている段階でございます。この計画の認可を受けた場合には、総合戦略の基本目標、基本施策に沿った各種事業に活用が可能となりますので必要とする部分を見極めながら、パートナーとなる企業の募集を行ってまいります。以上、今後の取り組み方針についての答弁といたします。

議 長

答弁が終わりました。再質問ありますか。

(4番 三戸勝徳君)

4 番

国の認可を受けるために計画を作成し、申請をしているという段階ということですが、それを踏まえまして、次の質問に行きます。

人材派遣型企業版ふるさと納税実現に向けた地域支援の具体策があればお聞かせください。

議 長

質問が終わりました。答弁を求めます。企画課長。

(企画課長 渡口彰規君)

企画課長

先ほどの答弁でも少し触れましたが、今回国へ申請をし、計画の認可を受け、企業版ふるさと納税を活用していきたいと考えた背景でございますけれども、町の産業振興や地域公共交通こういったところの施策に対する金銭的な支援を受けて、自主財源を確保していきたいという思いからスタートの方をしております。このため、現時点で人材派遣型を活用する具体策というものを持っている訳ではございません。令和5年4月の時点での全国の人材派遣型企業版ふるさと納税の活用実績でございますけれども、83自治体企業から派遣された方は103名となっております。派遣を受けた地方公共団体の再生計画、こちらに記載された事業への従事となっておりますが、グリーンツーリズムや移住定住促進事業への従事、オンライン手続きの構築などによる住民サービスの向上を図るため、システムエンジニアの受け入れ、観光業界から専門知識を持った人材を受け入れ、観光振興対策に従事をしていただくなど、非常に幅広く活用の方がされておまして、本町にとっても非常に参考となる事案がございました。

また、岐阜県では、本年4月から2年間、東京都に本社がある生命保険会社から清流の国作り

政策課、こちらの方に1名の人材を受け入れて、地方創生の全般業務に従事していただいているようでございます。これが岐阜県下で初の活用事例となっております。

今後は、議員の皆様を初め町民や関係者の皆様から、パートナーとなり得る企業の紹介であったり、活用できる部分の提案を受けながら、企業へのアプローチもあわせて取り組んでいきたいと思っております。以上、答弁とさせていただきます。

議 長

答弁が終わりました。再質問ありますか。

(4番 三戸勝徳君)

4 番

はい、地域の活性化とか、まちづくりという観点からですね、やはりスピード感を持ってというところもありますけども、反面、共感をされてですね、こういう内容のものならということ、企業から、これならばというようなふうに見えるようなものでなければいけないということもございますので、その点につきましては、やはり慎重かつ大胆にというそういうことですね相反するんですけども、そういったことが必要かなというふうに思いますので、是非よろしくお願ひしたいと、大いに期待をしながら次の質問に移らせていただきます。

2つ目としまして、広告収入事業について質問いたします。町の公共物や印刷物等への広告掲載を積極的に行うことで、少額でも契約内容によっては、安定した収入が確保でき、さらに企業と共同して事業を行うことも期待できる広告収入事業ですが、ほとんど見かけないのが現状かと思ひます。広告掲載が可能と考えられるものとして、広報誌広報しらかわやその他印刷物、ゴミ収集関係では指定ゴミ袋、ゴミ収集カレンダー、ゴミ集積場、パッカー車など公共交通関係では、おでかけしらかわの車両、時刻表、待合所など、また、庁舎各ふれあいセンター町民会館の窓口や大野台パーク、三川ドームの施設内なども挙げられるかと思ひます。そこで質問ですが、広告収入事業に対する認識と現状についてお聞かせください。

議 長

質問が終わりました。答弁を求めます。企画課長。

(企画課長 渡口彰規君)

企画課長

まず広告収入事業に対する認識でございますが、平成22年度から26年度までの5年間こちらを計画期間とした第5次白川町行財政改革実施計画、こちらの方では、財政健全化の推進という推進目標のうち、経費の節減、自主財源の確保等という施策の1つとして、広報、ホームページ、封筒への企業広告掲載を推進することとしておりました。平成27年度からの第6次行財政改革実施計画では、これに代わる施策といたしまして、先ほどご質問をいただきました町外から支援をいただく、ふるさと納税を推進していくことに見直しがなされ、現在に至っております。

次に現状でございますが、白川町広告、広告掲載取り扱い要綱の規定によりまして、町の印刷物、ホームページや広告媒体として使用できる町の資産に対して、引き続き有料広告の実施は可

能となっております。現在、有料広告収入を得ているものとしたしましては、窓口で戸籍や住民票などをお渡しする際に使用しております封筒への有料掲載、また、毎月の広報誌におけるCCNETの番組紹介欄の有料広告がございます。広報誌の掲載にあつては、広告欄のサイズ、また町内企業か町外企業かによって金額の方を変えさせていただき、先ほど述べた、CCNETにおかれましては、1ページ、月2万5,000円の有料広告代をいただいております。以上認識と現状についての答弁とさせていただきます。

議 長

答弁が終わりました。再質問ありますか。

(4番 三戸勝徳君)

4 番

はい、第5次総合計画から第6次総合計画のところで方針転換されたということなんですけども、過去に企業広告の掲載を推進していたんだけど、あまり効果がなかったからという解釈でよろしいでしょうか。

議 長

質問が終わりました。答弁を求めます。企画課長。

(企画課長 渡口彰規君)

企画課長

有料広告の掲載料につきましては、必要な経費の一部に活用の方をさせていただいておりますので効果はあったものと認識はしておりますが、現在ではその財源の確保をということだけではなくて、白川町と関係を持ってもらう人を増やしていきたいという考えからですね、先ほど来お話でもらっております町外の人から白川町を応援してもらうふるさと納税、こちらの方に注力をさせていただいておるとというのが現状でございます。以上答弁とさせていただきます。

議 長

答弁が終わりました。再質問ありますか。

(4番 三戸勝徳君)

4 番

はい、方針の転換の理由というのはわかりましたけども、継続してやっていく必要性もあろうかと思いますが、その時にどのような方法で周知や募集をされたかということをちょっとお聞きします。

議 長

質問が終わりました。答弁を求めます。企画課長。

(企画課長 渡口彰規君)

企画課長

その当時、募集の方法については、広報誌の掲載によって行っております。また、広報誌の方の掲載についてはですね、現在も定期的に有料広告の募集の掲載をして、周知の方はさせていた

だいております。

議 長

答弁は終わりました。再質問ありますか。

(4番 三戸勝徳君)

4 番

私自身ですね、長く民間企業に勤めておりましたけども、実際のところ、そうした広告募集というのを知らなかったというのが事実なんです。おそらく企業、事業所の中にもそうしたことを知らないというふうに見えてくる所もあるのではないかとことは思いますので、そういう意味では、周知不足っていうのは否めないかなということを考えます。たまたま美濃加茂市の広報誌を見ていた時にそれなりの数の企業広告が出ておりましたので、そういったことも知らずにいて、本当はこういうのがあれば出したかったんだと思っている所もあるかもしれないということを考えますので、その辺のところもですね、ぜひまた今後検討していただきたいということを思いながらですね、次の質問に移りますが、手を挙げていただく企業等がなければできないことではありますが、その点も踏まえ、この事業に対しての検討すべき課題と今後に向けての考えをお聞かせください。

議 長

質問が終わりました。答弁を求めます。企画課長。

(企画課長 渡口彰規君)

企画課長

この仕組みについて十分知れ渡っておらず、お互いにウィンウィンの関係、こちらの方が築けるにもかかわらず、ニーズが把握できていないのが問題であると認識をいたします。この問題に対して、しっかりと制度周知をしつつ、それと合わせニーズの把握に努め、効果のある施策かどうかを判断するということが課題だというふうに考えます。

次に今後に向けてというご質問でございますが、先ほど述べた課題を解決するために、町は町内外の企業に対して、いろいろな機会を通じて、制度の周知を行い、また、町内の企業に対しましては、商工会の方と協働させていただいて、制度の周知とニーズの把握、こちらの方に勤め、町と企業双方にメリットが出る形を作っていければと考えております。合わせて広告宣伝できる媒体についてもですね、幅を広げていけるよう、内部で検討の方は進めていきたいと思っております。以上、答弁とさせていただきます。

議 長

答弁が終わりました。再質問ありますか。

(4番 三戸勝徳君)

4 番

再質問は質問ありません。ちょっと私の思いというかですね、意見になりますけども、先月、私の地元であります黒川地区で小中学校合同の資源回収が行われ、私もお手伝いをさせていただ

きましたが、以前と比べまして非常に新聞紙の量が少ないということを感じました。世帯数そのものが減少しているのに加えて、新聞を購読されている世帯も、かなり減ってきたというのが、大きな要因ではないかというふうに思います。私も民間企業にいましたので、こういったチラシをですね新聞に打つということは度々あったんですけども、やはりそういうチラシを売ってもですね、限られた方にしか見てもらえないという現状であるかなということだと思います。内容に制約はあるんですけども、やはりですね、全世帯に配布される広報誌であれば、多くの方に目にさせていただけるということはあるのかなというふうに考えます。

また、公共交通で買い物に行かれる方も多くありますが、買い物先店舗におでかけしらかわの車両広告であるとかですね、時刻表の広告スポンサーになっていただけないかと。というようなことをお願いするなどしてですね、様々なことが考えられると思います。過去に効果がなかったからそれであまりこのことに対してですね、目を向けてこなかったということではなく、やはり時代の変化も感じながら、地道に取り組んでいただきますようお願いをしまして、3つ目の項目に移らせていただきます。

3つ目としまして、命名権の売却についてです。命名権とは、民間企業等が施設の命名権者となり、公共施設などの名称に企業名や商品名などのブランド名を愛称としてつけることができる権利で、一般的にネーミングライツと呼ばれています。例えば岐阜市文化産業交流センターがじゅうろくプラザ、関市総合体育館がアテナ興業アリーナ、可児市運動公園野球場がKYBスタジアム、多治見市文化会館がバロー文化ホールなどよく耳にするところであります。所有権や運営方法はそのまま、民間資金を利用することで、維持管理費等の財源が確保され、持続可能な施設として期待できます本町では町民会館、大野台パーク、三川ドームなどが対象施設かと思われます。そこで質問ですが、過去に命名権の売却について検討されたことはあったでしょうか。

議 長

質問が終わりました。答弁を求めます。企画課長。

(企画課長 渡口彰規君)

企画課長

現時点において、募集も含め命名権の売却事例はございません。白川町、公共施設等総合管理計画、こちらの方では、維持管理運営の効率化に関する方針といたしまして、施設の複合化、民間手法・資金の活用、受益者負担の適正化と並び、命名権の導入といったことも検討していくこととしておりますが、資金を保有する町、また利用者、命名する企業の三者にとってメリットが必要なため、容易ではないところから優先的な取り組みとして位置づけをしていないのが実情でございます以上、答弁とさせていただきます。

議 長

答弁は終わりました。再質問ありますか。

(4番 三戸勝徳君)

4 番

再質問ありませんが、次の質問となりますけども、本町のような小さな町では非常に難しいとは承知していますが今後、ネーミングライツサポーター、いわゆるスポンサー企業を募集する考えはないでしょうか。

議 長

質問が終わりました。答弁を求めます。企画課長。

(企画課長 渡口彰規君)

企画課長

ネーミングライツサポーター募集にあたっては、町の財源確保を第1に考え、不特定多数の方が利用し、広告効果が見込める資産があるのか。導入経費や事務量に比べ、導入によって得られる相当な対価やメリットが見込めるのか、パートナーとなった企業が何らかの問題を起こした場合には、逆にイメージダウンといったものに繋がるというデメリットも併せ持っておりますので、施設の設置目的等を阻害する恐れはないかなどの見極めが必要と感じております。

企業に人気がございますのは、テレビなどのメディアに頻繁に登場し、広報宣伝効果の高い大規模施設や地図検索によって表示される機会が多い施設と言われておりますので、非常に本町にとっては難しいですが、町が保有している体育施設、文化施設にこだわらず、町の資産全般においてこの制度が活用できるものを洗い出すことから始め、他市町村の事例を参考にしながら検討していければと考えております。以上答弁とさせていただきます。

議 長

答弁が終わりました。再質問ありますか。

(4番 三戸勝徳君)

4 番

課長の答弁が本当にその通りだと思います。ぜひですね、今日この中継をご覧になってる企業の皆様方がですね、そういうのがあるのか、ちょっと面白いなっていうふうに思われるかもしれないですね、全くゼロではないということを念頭で進めていっていただければなということも思います。例えば契約金を格安にするとかですね、思いつくことはそれなりにあろうかと思しますので、田舎であってもですね、できないという先入観ではなくですね、ぜひ進めていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは最後の質問になりますが、自主財源確保に向けた取り組み全般について、町長のお考えをお聞きしたいと思えます。

議 長

質問が終わりました。答弁を求めます。町長

(町長 佐伯正貴君)

町 長

自主財源の確保に向けた取り組み全般についてというご質問をいただきましたので、私の感じたところ、思っているところを答弁させていただきます。

その昔、かつて日本中の多くの自治体が、歳入全体に占めますところの、この自主財源が3割程度しかないということで、3割自治ということがよく言われておりました。小泉政権の時代には三位一体改革というのがなされまして、税源移譲ですとか、国庫負担金の見直しを行ったものがなされましたけれども、本町におきまして、特にそれが財政状況に大きな影響を受けたとか、好転したというような印象は特にはございませんでした。

自主財源の一番大きな柱でございますけれども、こちらは町税でございます。町税のうち60%は固定資産税、それから35%は町民税といったこの2つの町税が一番大きなものとなっておりますけれども、最近の新聞報道にもありましたのでご覧になってみるかと思っておりますけれども、来年評価替えというのが固定資産税にございまして、こちらに当たっての県内の基準値の価格というものが公表されました。本町については10.1%の下落ということで、県内では高山市、飛騨市について3番目に大きな下落率ということが載っております。また、更にこれも最近の報道にありましたけれども、県内の1人当たりの年間所得というのが毎年出されます。こちらの方は、県内で42位という結果でございました。42市町村ですので最下位ということでございます。この県内の年間の所得ですけれども、1位が白川村ということで、同じ白川でも村と町では70万円ほど差があるということで、かなりの差が開いておる状況であります。この傾向ですけれども、以前からずっと続いておりました、20年以上前から白川町は岐阜県内の所得の順位では40位から42位のところをずっと推移しておるというような状況であります。それから固定資産税ですが、この税については中部電力は発電所とダムを持っているので、中部電力とあとJR東海、こういった代表されます大規模な固定資産税というのが大きな割合を占めておりますが、現在この経済状況の中でそんな大きな投資をされるとも思いませんので、こちらもそれほど大きく伸びないのかなと、それから個人所得、法人所得についても、町内については伸びることもあまりないのかなという予想がされますので、町税が増加するという事は難しいと思っております。他所では税の徴収率を上げて実際に入ってくるお金を増やして財源確保というところもございまして、本町の場合はかなり高い徴収率を上げておりますので、これ以上上げていくという事は難しいと思われまして、こういった中で徴収面での対策ということも難しいかなと思っております。

この町税以外に、自主財源というものを作り出そうと思いますと1つには町有財産の活用というのがあります。昔のように山が財産という時代ではありませんし、立木の売却ということも当時はあったかもしれませんが、今は大変難しい状況であります。また、財産管理という点から、これから町有地、それから学校もまだ今空き校舎ありますけれども、そういったものも含めた施設の整備を行うということを考えておりますので、その辺の売却ですとか、貸し付けですとか、そういったことも視野に入れて進めていきたいなと思っております。

三戸議員のご質問にもありました広告収入、それからネーミングライツでございますけれども金額的にはそんなに大きな金額にはならないかもしれませんが、今後活用することが必要かと思っております。企画課長の答弁にもありましたけれども、ちょうど私が企画課長の時代のときに、

広告の掲載取り扱い要綱というのを作りまして、その中の広告媒体としては、印刷物、それからホームページ、あと町の資産で活用できるものというものがその媒体に活用できるものとして挙げております。それとあわせまして広報しらかわの広告の掲載要領というのでも定めまして、先ほどの金額や広告に掲載していいものの規定を決めて、現在に至っておる状況であります。広告の掲載取り扱い要綱でございますけれども、町の資産全般というものを対象にしておりますので、町用車、施設についても可能であるかと思っております。特に活発な掲載の希望は申し上げたようにあるわけではないが、今後も周知をして活用を図りたいなと思っております。

それからふるさと納税については、以前よりも寄付額は増えてきてはおりますが、他市町村と比べますとどうしてもまだまだ少ないという感じを受けるかもしれません。そもそもこのふるさと納税が始まった頃も、先ほど申した私が企画課の頃に始まっている訳ですけれども、この時と申しますと、もう今は本当に単なるネットショッピングの世界になってしまって、ほとんどがこの返礼品のPR合戦のような形になっています。この返礼品の制度というものを国がもし撤廃されたなら、どんなふうになるかということころは大きく変わるところだと思っておりますけれども、今現在国はこの制度を特に変えていくという方向は示されておられませんので、自治体の収入源ということではこのふるさと納税は大変大きなものでありますし、自治体もちろんですが、地域におられる事業者の方も、その返礼品として扱われる物品の出て行く量によっては大きな収入源になろうかと思っております。今は本当に地域のネットショッピングのモールのようなイメージがそれぞれのところに来て上がっていると思っておりますけれども、それでも、実際に取らなければ、どこかに行ってしまうので、ふるさと納税も頑張ってこれからいろんなことを考えていきたいなと思っておりますが、実際、これは今地方のばかり目を向けられますが、例えば東京都は辺りが、自分のところに持っている産物を出されて、返礼品でこれを本腰を入れたとしたら、おそらく東京へかなりのものが流れていくのではないかなと思っておりますし、本当にこの返礼品合戦のような制度自体がいいのかなという気持ちもしますけれども、それにしても一時、ビニールシートまで売ってお金を手に入れた市町村もありましたので、できることはやって、いただけるものはいただかなければいけないかなということも考えてはおります。

それから、広告関係等、ふるさと納税関係と話をしましたけれども、その内容ももちろんそうですが、やはり白川町に興味を持っていただく方、白川町というものに対する思い入れのある方を作っていく事が必要かと思っております。昨年ちょうど名古屋市立大学、名市大の学生さんがこちらにお見えになって、大勢の学生さんと繋がりもでき、来年についても同様に進めてもらえるということで学生さんと繋がりができたと思っております。以前からお茶の関係で東海大学の学生さんとも付き合いがございますし、それから昨日私の方に面会にみえた、黒川のホッケー全日本のコーチの藤井さんという方が来られ、今、朝日大学のコーチもやっております、学生さんの指導もされておることでした。合宿地ということで白川町で合宿できないかという話もいただいたので、東海大学も実を言うと吹奏楽の関係で、どこか合宿できる所はないかという話も前に聞いており、どこかそういったことができれば、まだ学生が来ることもあると思うし、そう

いった繋がりができていけば、学生がその後就職もされ、あちこち散らばるとは思いますけれども、白川町のことを思い出してということもできるのかなと思うので、そういったこともしていきたいなと思っております。本当は東海地区だけではなく、全国的に関西、関東、全ての所に白川町というものの認知を上げていくことが必要かと思っておりますけれども、そのためには何をしたらいいかは今後の宿題とさせていただきたいと思っております。

最後になりますけれども、自主財源ではございませんが、国や県の制度をいろんなものを活用して本町は事業をやっております。こちらの事業の制度も年々変わってきますし、新しい制度もできてまいります。そういったところで本町に活用できる制度がないかという事を見逃すことなく、常に情報を収集することも必要かと思っておりますし、絶えずアンテナを張って情報収集にも努めていきたいと思っております。

それから歳入のうち一番の大きな4割を占めている一般財源の地方交付税ですが、こちらの方と併せて地方交付税の補填のある、借金ではありますが過疎債の起債の関係については、本当に白川町で事業をやっていく中では非常に大きな財源となっておりますので、地方交付税の算定の方法や過疎は時限立法でありますので、今後も存続いただけるように国へあわせて要望していくことが私の責務であろうかなというふうに考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議 長

答弁は終わりました。再質問ありますか。

(4番 三戸勝徳君)

4 番

再質問はございません。

今、町長より答弁いただきまして本当に様々なことがある中でですね、今日3つのことに関して質問をさせていただきましたけれども、企業で言えばですね、営業部、営業課というようなものがありまして、企画をしたものをですね、いかに営業していくか、そしてどれだけそれをですね成果として出していくかという、そういうことがありますけれども、これは企画課の仕事かなというとも思いますし、やっぱりトップセールスということもありますので、やはり町長はですね白川町という会社のいわば最高経営責任者ということになりますので、ぜひそういうこともですね、今のトップセールスという観点からしっかりと取り組んでいただきたいなということを思います。

企業で言えば利益を追求しなきゃいけない、自分達の給料は自分達で稼ぐのだということが当たり前になっておりますが、厳しい財政状況の中でそういったところのしっかり目を移していただいて取り組んでいただければと思っております。今後一層、積極的に取り組んでいただきますことをお願いをいたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

議 長

4番三戸勝徳くんの質問を終わります。

これで、一般質問を終わります。ここで、10分間の休憩をします。(午後1時50分)

議 長

再開します。

(午後2時00分)

◇日程第5

議第43号 白川町職員の公正な職務の執行の確保に関する条例の制定について

議 長

日程第5 議第43号「白川町職員の公正な職務の執行の確保に関する条例の制定について」を議題とします。

説明を求めます。総務課長。

(総務課長 藤井充宏君 登壇)

総務課長

議第43号「白川町職員の公正な職務の執行の確保に関する条例の制定について」について、議案及び提案説明を朗読し、説明をした。

議 長

説明が終わりました。質疑を許します。

(「なし」の声あり)

議 長

質疑を終わります。討論を行います。

(「賛成」の声あり)

議 長

討論を終わります。採決します。

議第43号を原案の通り可決することにご異議ありま

(「異議なし」の声あり)

議 長

ご異議なしと認めます。よって、議第43号「白川町職員の公正な職務の執行の確保に関する条例の制定について」は原案の通り可決しました。

◇日程第6

議第44号 白川町簡易水道事業の設置等に関する条例の制定について

議 長

日程第6 議第44号「白川町簡易水道事業の設置等に関する条例の制定について」を議題とします。説明を求めます。建設環境課長。

(建設環境課長 三ツ石克明君 登壇)

建設環境課長

議第44号「白川町簡易水道事業の設置等に関する条例の制定について」について、議案及び提案説明を朗読し、説明をした。

議 長

説明が終わりました。質疑を許します。

(「なし」の声あり)

議 長

質疑を終わります。討論を行います。

(「賛成」の声あり)

議 長

討論を終わります。採決します。

議第44号を原案の通り決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

ご異議なしと認めます。

よって、議第44号、「白川町簡易水道事業の設置等に関する条例の制定について」は原案の通り可決しました。

◇日程第7

議第45号 白川町簡易水道事業の剰余金の処分等に関する条例の制定について

議 長

日程第7 議第45号「白川町簡易水道事業の剰余金の処分等に関する条例の制定について」を議題とします。説明を求めます。建設環境課長。

(建設環境課長 三ツ石克明君 登壇)

建設環境課長

議第45号「白川町簡易水道事業の剰余金の処分等に関する条例の制定について」について、議案及び提案説明を朗読し、説明した。

議 長

説明が終わりました。質疑を許します。

(「なし」の声あり)

議 長

質疑を終わります。討論を行います。

(「賛成」の声あり)

議 長

討論を終わります。採決します。

議題45号を原案の通り決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

ご異議なしと認めます。

よって、議第45号「白川町簡易水道事業の剰余金の処分等に関する条例の制定について」は、

原案の通り可決しました。

◇日程第8

議第46号 白川町常勤の特別職職員の給与に関する条例及び白川町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について

議 長

日程第8 議第46号「白川町常勤の特別職職員の給与に関する条例及び白川町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。説明を求めます。総務課長。

(総務課長 藤井充宏君 登壇)

総務課長

議第46号「白川町常勤の特別職職員の給与に関する条例及び白川町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について」について、議案及び提案説明を朗読し、説明した。

議 長

説明が終わりました。質疑を許します。

(「なし」の声あり)

議 長

質疑を終わります。討論を行います。

(「賛成」の声あり)

議 長

討論を終わります。採決します。

議第46号を原案の通り決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

ご異議なしと認めます。

よって、議第46号「白川町常勤の特別職職員の給与に関する条例及び白川町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案の通り可決をしました。

◇日程第9

議第47号 白川町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議 長

日程第9 議第47号「白川町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。説明を求めます。総務課長。

(総務課長 藤井充宏君 登壇)

総務課長

議第47号「白川町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」について、議案及び提案説明を朗読し、説明した。

議 長

説明が終わりました。質疑を許します。

(「なし」の声あり)

議 長

質疑を終わります。討論を行います。

(「賛成」の声あり)

議 長

討論を終わります。採決します。

議第47号を原案の通り決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と声あり)

議 長

ご異議なしと認めます。

よって議第47号「白川町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案の通り可決しました。

◇日程第10

議第48号 白川町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について

議 長

日程第10 議第48号「白川町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

説明を求めます。総務課長。

(総務課長 藤井充宏君 登壇)

総務課長

議第48号「白川町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について」について、議案及び提案説明を朗読し、説明した。

議 長

説明が終わりました。質疑を許します。

(「なし」の声あり)

議 長

質疑を終わります。討論を行います。

(「賛成」の声あり)

議 長

討論を終わります。採決します。

議第48号を、原案の通り決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

ご異議なしと認めます。よって議第48号「白川町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案の通り可決をしました。

◇日程第11

議第49号 白川町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議 長

日程第11 議第49号「白川町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。説明を求めます。総務課長。

(総務課長 藤井充宏君 登壇)

総務課長

議第49号「白川町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」について、議案及び提案説明を朗読し、説明した。

議 長

説明が終わりました。質疑を許します。6番。

(6番 梅田みつよ君)

6 番

パートタイムの会計任用職員について、翌年度に適用するというので、そちらの方はいいんですが、勤務時間が著しく少ないっていうのは具体的にどのぐらいの時間数になるのかということだけちょっと確認させてください。

議 長

答弁を求めます。総務課長

(総務課長 藤井充宏君)

総務課長

週15.5時間ということであります。

議 長

質疑を終わります。討論を行います。

(「賛成」の声あり)

議 長

討論を終わります。採決します。

議第49号を原案の通り決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と声あり)

議 長

ご異議なしと認めます。

よって議第49号「白川町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案の通り可決しました。

◇日程第12

議第50号 白川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議 長

日程第12 議第50号「白川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」を議題とします。説明を求めます。町民課長。

(町民課長 今井恵美君 登壇)

町民課長

議第50号「白川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」について、議案及び提案説明を朗読し、説明した。

議 長

説明が終わりました。質疑を許します。

(「なし」の声あり)

議 長

質疑を終わります。討論を行います。

(「賛成」の声あり)

議 長

討論を終わります。採決します。

議第50号を原案の通り決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と声あり)

議 長

ご異議なしと認めます。

よって議第50号「白川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」は、原案の通り可決しました。

◇日程第13

議第51号 白川町斎場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

議 長

日程第13 議第51号「白川町斎場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。説明を求めます。町民課長。

(町民課長 今井恵美君 登壇)

町民課長

議第51号「白川町斎場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」について、議案及び提案説明を朗読し、説明した。

議 長

説明が終わりました。質疑を許します。

(「なし」の声あり)

議 長

質疑を終わります。討論を行います。

(「賛成」の声あり)

議 長

討論を終わります。採決します。

議第51号を原案の通り決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と声あり)

議 長

ご異議なしと認めます。

よって議第51号「白川町斎場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案の通り可決しました。

◇日程第14

議第52号 令和5年度白川町一般会計補正予算(第7号)

議第53号 令和5年度白川町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

議第54号 令和5年度白川町簡易水道特別会計補正予算(第2号)

議第55号 令和5年度白川町地域振興券交付事業特別会計補正予算(第2号)

議第56号 令和5年度白川町介護保険特別会計補正予算(第3号)

議 長

議第52号「令和5年度白川町一般会計補正予算(第7号)」、議第53号「令和5年度白川町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)」、議第54号「令和5年度白川町簡易水道特別会計補正予算(第2号)」、議第55号「令和5年度白川町地域振興券交付事業特別会計補正予算(第2号)」、議第56号「令和5年度白川町介護保険特別会計補正予算(第3号)」以上5件を一括議題とします。

議 長

お諮りします。

本件については、議案の補足説明を省略し、ただちに予算決算審査常任委員会に付託して審査することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

ご異議なしと認めます。

よって、予算決算審査常任委員会に付託することに決しました。

議 長

お諮りします。

白川町議会会議規則第46条第1項の規定により、委員会審査を12月15日までに終わるよう期限を付したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

はい、ご異議なしと認めます。

よって、審査期限は12月15日とすることに決しました。

議 長

お諮りします。

本日の会議は、この程度にとどめ延会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議あり」の声あり)

議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

ただ今決定しましたとおり、本日はこれをもって延会し、12月15日、本議場において会議を開き、委員長の報告を求めます。なお、明日、15日は予算決算審査常任委員会を午後2時00分から役場分館3階大会議室において開催しますので、各位のご参集をお願いします。

それでは、本日はこれをもって延会とします。どうもご苦労さまでした。

(午後2時41分 延会)

上記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

議 員

議 員